

Handwritten text along the left margin, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

Handwritten text in a small box at the bottom left corner, possibly a page number or reference code.

JICA LIBRARY



1075970(2)

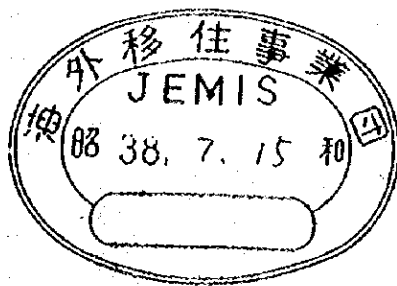
19822

3-22

# 移住政策に関するオランダ

## 移住審議会の答申書

( 1 9 6 1 年 7 月 )



日本海外協会連合会

国際協力事業団

19822

## 目 次

序	1
I 移住の国内情勢	6
1. 総 論	6
2. 短期的問題	7
3. 長期的問題	9
4. 人口増加と労働力供給	12
5. 雇用機会	14
6. 国民所得	17
7. 住居建築と公共投資	20
8. 国土の狭小	21
II E E O 城内移住	25
1. 総 論	25
2. 農業移住	27
3. 商工業労働者の移住	27
4. 労働者	29
III 移住とオランダの世界における地位	31
1. 総 論	31
2. 移住とオランダの企業精神	34
3. そ の 他	39

(イ) 政治的側面	39
(ロ) 文化的側面	41
(ハ) 宗教的側面	43
IV 移住と個別的移住者	45
1. 総論	45
2. オランダ移住者の特徴	45
3. オランダ移住政策の基本的理念	51
4. 政策と機構についての見解	56
5. 弘報、渡航前準備及びアフターケア	59
6. 特別な移住者群	63
7. 長期的視点	65
V 結論	67
1. BEO域内移住について	69
2. 移住とオランダの国際的地位	70
3. 移住と個別的移住者	72

## 移住政策に関するオランダ移住審議会の答申書

1961年7月

### 序

1. オランダに於いて、移住政策は、工業化政策と時期を同じくして(1950～1951年)公けの関心を惹く問題の一つとなつた

双方とも、わが国の増大しつつある労働人口に雇用機会を充分に与えることが、近い将来に難かしくなるのではないか、という疑問に出發したものであつた。

即ち、わが国の繁榮への歩みが、人口の過剰増加により阻まれるのではないか、と危惧されたのであつた。

2. 最近10ヶ年の工業化推進は、生産性を45%向上せしめ、工業化は絶えず増大する人口に雇用機会を与え、より大きな繁榮をもたらしつつ、速度を遅めることなく進められている。

しかしながら、移住に関しては、その続行の必要性が否定され、あまつさえ現在の移住政策続行は望ましくない。という意見さえみられる実情にある。

このような反移住政策論議の基盤となつているのは、労働力の現状における明らかな不足と、将来はOECDの発展によつてもはや深刻な失業問題は起り得なくなるに違いないという期待である。更に或る者は、われわれの繁榮の爲には、労働力の供給がたぶつき気味の方が有利であると考えている。

3. 1960年7月8日付N.O.1187号書簡により、社会厚生大臣は、オランダ移住審議会に対し、今後移住及び関連諸問題について如何なる政策をとるべきか、について諮問を發した。

大臣の見解によれば、審議会の答申は、本問題に関して採るべき政策の決定に、定に大いに寄与することになる、ということである。

4. 大臣の辭問に対する答申を準備する為に、移住審議会は会長を委員長とする特別委員会を設け、移住政策委員会と称することとした。

委員会が出来ると広い各層からの世論を反映出来るように、その委員を審議会のメンバーのみに限らず、科学、政治、宗教、及び雇用主、及び労働者の団体の指導的立場にあるものに委員となつて審議に参加する様招請した。

審議会は、移住に関して重要性を有する限りあらゆる考え方を全て網羅反映出来る様な委員会を構成することに努力した。

審議される問題の性質に鑑みて、委員会には、移住関係官舎に在籍する公務員、若しくは政府の公式顧問は一人も委員として入れない方が好ましいとされた。

5. 委員会は次の者により構成される。

- |      |                          |                         |
|------|--------------------------|-------------------------|
| 委員長、 | J. O. サーロツフ              | 移住審議会会長。上院議員。           |
| 委員、  | A. W. Biewenga 氏         | 上院議員。農業委員長。審議会臨時委員。     |
|      | P. J. Bowman 教授。         | グローニンゲン大学、社会学教授。        |
|      | J. J. Th 嬢。              | 上院議員。審議会臨時委員。           |
|      | W. Bruyis de l 氏。        | オランダ産業同盟委員。             |
|      | H. C. Dirke-Brosters 夫人。 | オランダ婦人委員会移住問題委員会委員。     |
|      | G. Ovan Dijk 氏。          | 経営者中央連盟事務長官。            |
|      | R. Van Dijk 教授。          | アムステルダム自由大学社会学教授。審議会委員。 |
|      | P. O. Hefferick 氏。       | 下院議員。審議会委員。             |



W. H. Fockema-Androeo氏。# R. Mees en  
Zoonen# フィルム会社社員。

Sj. Grooman教授。 ヌトレヒト大学社会学教授。

F. van, Hattum氏。 # Van, Hattum & Blan-  
kevoort ltd# 支配人。

W. L. P. M. de Kort博士。 上院議員。 審議会委員。

J. Lagoveen氏。 オランダ労働組合連合書記。 審議会  
臨時委員。

Th. J. Boerakker氏。 カソリック労働党書記。 審議  
会委員。

E. W. Meier博士。 カソリック雇用主協会書記兼顧問。  
審議会臨時委員。

C. van Nierop氏。 上院議員。 オランダ・キリスト教  
労働党幹事。

J. Pen教授。 グローニンゲン大学経済学教授。

L. C. A. Schlichting教授。 Nijmegen大学政  
治学教授。

C. Staf氏。 オランダ土地開発及び干拓協会会長。

次に掲げる、前審議会委員及び一部の政府顧問は、要請ある毎に自  
らの経済その他に関する専門知識をもつて委員会に参加し、グループ  
作業を援助した。

A. W. F. Bakker氏。 経済省一般工業化問題対策本部  
部長。

E. O. Baron van Boetzelaer博士。 外務省事  
務官次補。

D. R. Mansholt 国家雇傭事業団総裁。(代理 D.  
P. M. Willefravds氏)

H. J. Sponjaard 民間航空局司法政経課長。

J. Vink 政府医療計画委員会会長。(代理 A. Garcom氏)

W. L. van den Wall Bake 農水産省総務局長 (代理 W. J. Vriozon)

P. de Woert 移住中央計画局長。(代理 J. Sandoo)

教会側代表としては次に掲げる諸氏が同様に参加して、委員会のグループ作業に協力した。E. Smmen師、Mar. J. van der Hoogt師、J. Kromer 郎。

委員会書託、B. P. Hofstede。オランダ移住公団弘報局長。

書記補 (経済発展とヨーロッパ統合担当) J. H. van Ommen 移住推進本部。

審議会事務局長 F. J. Zurcher、及び彼を扶けて、

審議会事務局長代理、J. H. L. Bot が委員会の事務的運営にたずさわった。

6. 審議会の多くの委員が、社会公共事業相の書簡の受理日から幾許もなくして辞任しなくてはならない時期であつた為、またその欠員補充は1960年10月にはなる迄行えなかつた為10月27日に至つて才1回の審議会が招集された。

移住は、その一部に今後数年間にとられる國の政策に決定的な意味を有するファクターを包含している事に鑑み、審議会は其の答申を次のような見出しの許に章分けすることに決定した。

移住と国内情勢、B E C内部における移住、世界における移住とオランダの地位、移住と個別的移住者。

委員長は、移住政策委員会メンバーを四つのグループに分けて、一つ一つの章を責任を以つて担当せしめることとした。

7. 各グループは、綿密且つ詳細な資料の収集を了えて、1960年末に具体的作業を開始した。

1961年5月には、各グループによつて準備された草案が、初めてその全部に互つて審議された。審議は会合を三回連続これに充てて行なわれた。

委員会の総会はそれ迄に既に一回開かれていて、基本的問題、即ち移住とオランダの将来の雇用状態について委員間で意見の交換が行われた。

1961年7月21日に、移住審議会は委員会により起草された答申案を検討審議し、一部、小さな修正を処々に行うことを条件として、これを審議会の答申として採用することを議決した。

8. 審議会は、前記4章において扱われるべき問題を撰択した時に、既存の移住法一般は、政府の義務として次の事柄を規定している事に留意した。

a、移住を成功させる度に各種の法的措置をとること。

(移住条約、オランダ内外における移住施設)。

b、移住者各自で情報を提供し、ガイダンスを行う課程で協力すること。

c、移住者出発の為に訓練その他の準備の課程で協力すること。

d、運賃とイニシャルコストを補助すること。

e、移住の適否若しくは可能性についての情報提供に協力すること。

f、移住者の設営費(家屋等)、自立営業資本、その他必要と認められる現地援助を対称とする借款供与の拡大強化を推進すること。

審議会は、現在の政府の移住政策に対する批判は、主として、移住補助金と移住可能性に関するガイダンスに集中されているもの、と考える。何故ならば、これらの問題こそ、通常移住の数的多寡に決定的に影響するものと考えられ、又、一部論者によれば、これらは、移住振興に逆効果をもたらす、と主張されている点である。

9. 現在われわれの眼前に展開している甚だ動的な社会的國際的進歩にかんがみ、本審議會としては、この答申を以つて今後長期に亘り無期限に有効なものとして政策の基本とさるべきとは考えていない。

むしろ、審議會としてはここに特記して要請するのではないが、オランダの移住政策が定期的に再検討されることが好ましいと考える。

## I 移住と国内情勢

### 総論

10. 本章において、審議會は、その考究対象を、経済その他国内情勢に移住が及ぼす影響に限定し、出発点として、オランダの人口増加対策との関連の問題を選んだ。

11. 以下に於ける考究において、審議會は、移住がオランダの国内情勢に与える影響については、主に長期的効果のみが分析に値するという前提に基づいている。

この視点から、次の諸点が特に重要な問題であると考えられる。

- a. ヨーロッパの進歩がわが国の経済情勢に与える影響
- b. 人口増加と労働力供給量の増大
- c. 雇用機会
- d. 実質国民所得（一人当たり）
- e. 建設と公共投資
- f. 残存可住地域

以上の問題の分析の基礎として、審議會は、長期経済発展、若しくは可住地域の長期的にみた開発を論拠として、移住を推進すべきか否かにつき結論を出せると考えることとした。

12. 審議会は、尤も、長期的要因の分析のみでは十分ではないと考える。何故なら、移住の継続は長期発展計画にとり有益であつても短期経済動向は逆方向の移住政策を要求することがあるからである。

すると、前述の諸問題についての長期的分析は、それが移住により影響を受けを性質のものである限り短期的分析を行つた後に取り上げねばならない。

### 短期的問題

13. 最近数年間の経済的好況に慣れている、一般の関心は、政府が積極的移住政策を推進している時に他方では、労働力供給の不足を補う為に数千の外国人労働者が雇入れられているという事実に集中していることは、審議会にとつて全く尤もな事、と思われる。

審議会は、この事実は、一般に考えられる程逆説的ではないと考える。現実には、外国労働者の吸引は、一面、現在の経済状況によつて惹起されており、結果として不足労働力の及ぼす擾乱効果を減じている。

勿論、この突進面では相当な困難があり、費用がかかつている。

移住は、別面、長期発展政策の一部である。従つて、本質的に異なる性質の政策手段が、最初のうちは、矛盾しているように見えても決して驚く必要はない。

この点で申し添えねばならないことは、雇入れられて流入する外国人労働者は、元來、この國に永住するつもりで入國していないから、移住者ではないということである。

従つて、外国人労働者の流入増加は決して人口増加を意味しない。

これに反し、移住の中断はわが國の人口指数に常に影響するであらう。

14. 更に、移住の中断が実現可能であつたとしても、それが、現在の労働力不足解決に与える効果は決して過大評価することは出来ない。

1960年に移住庁のあつせんによつて出国した移住者数は8500人であつた。

これに対して、400万余の労働人口を有し乍ら我國の昨年度の労働不足は、総計数万に及んだ。

重要な事実は、もしこれら8500人の移住した労働者が国内にとどまっていたとしても、国内の労働力不足を同数の8500人丈解決するということにならない、とらう事実にある。即ち、移住は、移住労働者数丈国内労働力供給を減ずるが、移住者とその家族の分丈国内消費需要も減少せしめるからである。

然し乍ら、労働力不足の原因の一つは、オランダの輸出品に対する海外需要の増大であり、このことから、現状における移住者増大の為の施策を中止することは、経済発展と労働市場の均衡的発展維持に何らかの好影響を与えるであろう。

いずれにせよ、現在行はれている移住が及ぼす影響は、最初考えられる程大きなものではない。

勿論、これにより、われわれは、移住は長期的には労働力市場に大した影響を及ぼさないというつもりはない。確かに移住の振興は国内労働力市場と関係があるからである。

影響を受けるのは、国内の労働力供給である。継続的積極的移民の出国と、それらの子孫が居なくなる、ということにより長期的には労働力供給量の上昇率が鈍化する、ということである。

結局、移住者の国外流出により、労働力供給量は長期的に減少するが、短期的に労働力不足を補う為に移住を中断することも何の役にも立たない、ということが言えよう。

15. この国における労働力不足の他に、受入国における労働力不足、及び景気変動政治情勢等によつても移住は影響を受けざるを得ない。移住申請書

の提出数が、1960年は1959年に比べて約25%減少し、1961年の才14半期は前年度の才14半期に較べて34%の減少をみた。南ア連邦への移住希望者は1960年度に、前年度比75%減少した。

16. もう一つの問題は、移住者補助金の減額、移住予定者へのガイダンスを少くすること、その他等の景気循環即応対策により、国内労働力が不足している場合に移住者の数的減少をはかることがどの程度迄可能なものか、ということである。

補助金及びガイダンスの短期的変更は、即わち、われわれの移住政策を中断することであるが、移住政策はもとより特定の“風潮”を醸成することを目的としており、或程度の継続性を必須とするものである。ほとんど大部分の場合に、個々の人間が「移住しよう」、と決心するまでには、数年考へに考へた末のことである。してみると、政策が頻々と変容することは、人々に不確実性不安定性を感じさせるに至り、移住したい、と、思う者にもその決心を鈍らせる効果を及ぼすこととなる。

更に、移住政策の度重なる変容は、移住機構が国内の無数の組織のみならず、受入国との関連において烈激されている為に、暫く停止して、又再開し、再び停止する、などは全く實際上不可能である、という他はない。

つまり、わが移住政策においてはある程度の継続性が確保される、ということは一つの必須要件である。

17. 以上の考研を経て審議会が得た結論は、短期的現象が移住者流出の中断を必要とするように考へられても、それ丈で、そもそも長期的発展を目標にしている現在の移住政策を中断すべきではない、ということである。

#### 長期的問題

ヨーロッパ発展が我が国の経済に及ぼす影響について。

18. 締結会が、移住と国内情勢の相互関連を討議した際に、オランダがE E Oの構成員として現在経験しつつある、且つ、将来経験する経済発展を観測することは出来ない、と考えたのは首りまでもない。共同市場の発展は、石炭鉄鋼共同体、及びユーラトムも含めて、経済的な国境を解消する効果を生ずる。この結果、わが国の経済発展は国内的要因により期待されるものよりも遅くならざるを得ず、オランダにとつては好ましい面と好ましくない面とがある。(経済成長、雇用機会増大にとつて)。

共同市場と共同政策は、E E Oにとつて、E E O全体が調和的経済成長遂げ、均衡のとれた発展、より大きな経済安定とより大きな繁栄を実現する可能性を開いた。

これらの目的は、ヨーロッパ共同体条約の中で明示されている。

オランダが重要河川の河口に位置し、同時に最も交通量の多い航路の一つの線上にある、という地理的有利性から、われわれは、わが国E E O体制の内部で十分な経済発展を遂げることが出来るものと考えている。

最近15年間の間にオランダ産業が成し遂げた発展の跡を見れば、オランダがヨーロッパの繁栄より目前に横わるチャンスを探み、第二次世界大戦以来オランダを特徴づけた強力な経済発展を続けていくであろうことに、一片の疑いもさしはさむ余地はない。

委員の一部には、政府は、このような経済発展により構造的労働力不足が顕現してくるであろうことに、真剣に関心を持つべきである、という意見がある。労働力不足は、既に相当期間現実の問題となつて来ているのであるが、これら委員によれば、共同市場の見通しが明るいことからみて、労働力不足は短期的現象として片付けるべきではなく、構造的に相反する二つの政策の不可避的な結果であるとして対処されるべきである、と主張している。

関係各国が、共同景気対策を決定採用することに合意しているので、ヨーロッパ統合は、従来よりも更により安定した経済確立の方向に寄与して



り、労働力需要の急変を無くし安定した労働力市場を可能とすることになる。すると、ヨーロッパの経済発展の結果、わが国の生産機構に生ずる変化に対処することは現在より容易になるに疑いない。これら変化は、一時的に労働力過剰を生ずるからしれぬが、その場合はヨーロッパ社会基金、及び投資銀行の援助をたのんでの解決が可能である。

一部委員は、オランダは、B B Cの中で最も恵まれているその地域的条件を利用する為に、現在のエネルギー的な工業化政策を続行推進すべきで、その為には膨大な労働者を近い将来必要とすることになることを強調したい、と主張している。

投資機会、特に外国資本による投資機会は、労働力不足の為に既に失われて了つた。この点、わが国の人口増加はむしろ利点となるのである。決して危険要因扱されるべきではなく、それによつて新しいわが国の活動分野にわれわれの為に開かれる可能性とチャンスを掴むことが可能となる。

19. オランダの、B B C内での経済発展についての推定を行う場合に（特に雇用機会に関して）は、オランダの人口増加速度は相当に速く、B B Cの他構成国のそれを引離しており、一般にいつて、他の先進工業国のそれよりも速いという事実を考慮に入れなくてはならない。（表20、を参照のこと。）

この人口増加は、9分9厘、今後数十年間継続し、オランダに全く重大な問題を提起することになるであろう。これに加うるに、ヨーロッパ統合が進むにつれて、次第にコスト水準が上昇することが考えられる。

ヨーロッパ経済共同体条約はこの点に因違する規定を設けている。何よりも重要なことは、統合の推進、強化された協力体制、及び労働力の自由交流実現の企ては、わが国の賃金、及びコスト体系に上向きの圧力をかけることになる点である。

現在のところ、政府がコスト体系、就中労働賃金を意識的に抑制し過ぎたが為に、労働市場における供給不足を出来し緊張を生じているのだ、という

議論を支持する声が強い。彼等は、上昇の中を規制することさえ可能ならば、ある程度のコスト体系の上昇は悪効果を及ぼすとは限らない、と主張する。然し、ヨーロッパ統合、及び政策協調が進行するにつれて、この規制は段々厳かしくなつていく。その上、経済成長速が、オランダの場合、 $\text{EEC}$  5ヶ国との貿易のみならず、その他はゆる才三諸国との貿易に依存すること、大なるものがある。という事実は閑却されてはならない。 $\text{EEC}$  共通関税を実施すれば、それは $\text{EEC}$  域外諸国との貿易にある種のはね返りを生ぜしめざるを得ない。特に、近い将来、自由貿易地域の諸国と何らかの協力関係が結ばれることになれば、尚更このはね返りは大きくなるであろう。

#### 人口増加と労働力供給

20. 1955年～1959年の間のおが国における平均人口自然増加率（出生率—死亡率）は、千人につき13.7人であつた。この比較的高い増加率は、高い出生率と低い死亡率によるものである。1955年～1959年の間のオランダ、及びその他、 $\text{EEC}$  諸国の出生率と死亡率を示せば次の如くである。

国名	出生者 (1)	死亡者 (2)	(1) ~ (2)
オランダ	21.3	7.6	13.7
西独	16.8	11	5.8
ベルギー	17	12	5
ルクセンブルグ	15.7	11.6	4.1
フランス	18.5	11.9	6.6
イタリー	18.1	9.7	8.4

(住民1000人について)

現在、この国の人口は年間14万人増加している。このこと、今後7

年が8年のうちに100万人の人口増加があることとなり、その後、6年乃至7年毎に100万ずつ増えていく割合となる。結局、今年期末には5年毎に100万ずつ人口増加がある。現在のままの、出生者数が死亡者数を超過する、という傾向と、海外移住を継続するとすれば、オランダの人口は1800万から1900万となる。

2.1. オランダの労働人口増加の実勢は、ほぼ全人口に増加曲線と類似している。然し乍ら実勢に基づいて将来の予勢を推測することは、それが、効果影響の程度が全く想定できない種々の要因により影響される為、実際には不可能である。このことは、青少年婦女子労働者にも適用可能である。15才から19才の年齢層に学生数が増加し、女子の結婚年齢が早くなっている傾向は、女子の就職期間を短縮しつつあり、「婦人不足」が将来の労働力供給量を減少せしめる一つの原因となることになる。

その上、労働者に対する需要は、労働時間短縮によつても増大することとなる。

他面、既婚婦人に対し、パートタイマーとしてでも全日就労者としてでも職場を開放しようという動きは、潜在労働力を増大することとなる。

このような諸影響と今後の移住者の純増加数如何と関連しつつも、労働人口は毎年5万から8万の増加をみるることとなる。

1980年頃に労働人口は悠々550万をオーバーすることとなる。

2.2. これらのこととは無関係だが、農業人口は今後減少傾向を続けていくことには疑いの余地がない。現在の傾向が変ることなく続いていくと、農業分野の雇用機会は減少の一途を辿ることとなる。この減少は、1980年頃に男子労働者について10万程度と計算される。

この決して少くない数の農業労働者はこの期間に工業部門、及びサービス部門に吸収されなくてはならない。従つて、年間の求職労働者数は年々増加することにならざるを得ない。

## 雇 用 機 会

23. オランダの雇用機会の増大如何は、大きな人口増加率と高い他国依存率を特徴とするわが国の特殊な経済構造に直接関連していることは間違いない。戦後の着実な経済発展が当然のことと思はれ、わが国の経済成長率が先例のない程高いものである、ということが忘れられているようであるので、審議会としては、年間国民所得の平均年間増加率、5~6%という数字は歴史的に先例のないものである、という事実を特に強調したい。どの発展歩調が例えずつと続くことが望ましいには違いないが、政府としては、政策立案に際してこの事実は継続するものではない、という姿勢をとることの方が無難である。このまま維持することも可能である。但し保障されていないという点が重大である。

政府はその責任上、このような場合は、より悲觀的を見通しの許に行動しなくてはならない。

このことは、政府が、オランダの将来の経済発展に対して敗北者の態度をとるべきだ、というのでなく、審議会はこのような考え方に対しては全く反対である。要するに政府は注意深く政策を立案することが必要である、ということなので、つきつめれば、将来不可避免的に生ずる可能性がある構造的失業者に対する対策が、常に考えられなくてはならないということである。

24. われわれは、又、将来は経済の景気変動速度が緩くなるというふうにも注意を払はねばならない。それが甚だしくはないとしても投資率の水準は低下し、増大してゆくわが国の人口の一部は構造的失業者となる。

その結果、一人当り資本は減少せざるを得ない。

資本量減退によつて生ずる失業は、構造的であると同時に景氣的でもある、という二重性格の失業である。これは、低下した投資水準は雇用水準に対して過剰効果を及ぼすということの結果であるに過ぎない。それで一

人当り投資はが減少することになる。

一面、これにより生産性が低下し（コスト上昇を来す）、他面、増大していく労働人口に対しては就職の機会が供給不十分になるかもしれない。

もし、同時にオランダでの生産コストがあまり上り過ぎれば、それは更に失業を生むことになる。

投資が、如何にこれら予備的要因の減少に敏感であるかは 1953～1958年の間に二回に亘り、投資水準は将来完全雇用を維持していくのに必要と考えられた水準以下に低下したが、いずれの場合にも景気のリセッションは全く備かなものに止まつた。

オランダの輸出を不適当に増大すれば、結局はオランダ政府の経済政策によつてはその影響を消し切れず、経済収支、の均衡を保つのが困難とならざるを得ない。

2.5. 過去十年間について、オランダの経済成長が、数少ない特殊な要因により決定されて来ている事象からも、経済成長率を2%から3%に引下げるのは容易であるように思われる。

わが国の経済成長を決定する主要要因は輸出であつた。そして輸出は、この時期において海外経済の好況によつて助長されたのであつた。だが、この好条件を当然今後も永續するものとはとて考へるべきではない。

その上、わが国の輸出の強味は過去から現在に至る迄、他国の場合に比較して生産コストが低かつた点にある。

ヨーロッパの発展がわが国経済に及ぼす積極的影響はこれを過少評価することは出来ないとしても、わが国の相対的な低生産コストが維持できるか否かは非常に疑わしい。ヨーロッパの経済統合とわが国の増大しつつある消費性向は、逆の結論を示唆している。

以上に附言すべきは、益々増大しつつある人口密度、特にランドン・ロンドン、オランダ（西部にある主要産業集中の大人口都市）などにみられる

人口の稠密さはいずれ生産コスト上昇を惹き起すであろう。これに関連して土地価格や商業証券などの割引率などが、よい例として考えられる。

関税障壁の消滅、及びその他の貿易障害の徹底がヨーロッパ共同市場で実現すれば、資本の国際移動、為替交換、外資導入の自由化と相まって、疑いなく、オランダ産業にとつての新しい発展の可能性を造出し、他方オランダ国内においては雇用増加が外資による企業進出により惹き起されることとなる。

但し、重大な点は、もしコスト水準が上昇するようなことでもあれば、オランダの工業、商業、サービス業等、外国の猛烈な競争にさらされることになるのを忘れてはならないのである。同じことが国内市場についても言うことが出来る。何故なら、関税貿易障壁が徹底されるだけでなく、農業、運輸業における共通政策が打ち出されることになると、国内市場保護の為に採られる全ゆる種類の保護政策の効果がおそらく全部消されてしまふであろう。

その上、今後植民地独立の傾向が推進されると、海外で現在まだ操業を主としている多くの地域が長期的には工業化されていくことが当然の成行であるとしても、速かに増加しつつあるオランダ人口について完全雇用を長期的に維持するに必要な速度で国民生産と輸出を増加することは、いくらヨーロッパ統合の将来が明るくても保障は出来ないのである。また、これら諸植民地の解放は必然的にそれら諸地域への巨額の資本移入をその初期に必要なとするようになる。但し、この場合、1930年代に起つたような経済大不況は予想されないとしても、過去10年間の経済成長速度が長期的にスロー、ダウンするまでも、相当な率の構造的失業が生ずるに違いない。

26. 審議会は、雇用にとつて良い面と悪い面とを一つ一つ検討することはとても不可能であると考え（その中にはヨーロッパ統合の結果生ずるファクターも含まれる）またそれ以上に、全てのファクターのプラス・マイナスを分析し、どちらのファクターがより強いかを推論するのは更に困難で

ある。

将来の完全雇用維持が可能か否かが確かではなく、また既に論じ、及びこの後で論ずる種々の理由により、当審議会としては、積極的な移住政策がとられるべきである、と思考する。

但し、一部委員は、現在のヨーロッパ統合の動きから生じて来たオランダにとつての発展の好機を十分に活用する為の施策は、現在の移住政策を修正なしにこのまゝ続行すれば矛盾を来たす性質のものであるという見解を有している。

## 国民所得

2.7 審議会は、本問題の審議過程において、例え長期に亘つて完全雇用を維持することが可能であつても移住は国民所得に好影響を与える、という仮定から出発して、将来、国民平均所得は増大する、ということを常に考慮した。

これは、生産のファクターとしての資本が世界にかたよつた分布をしている、という事実に基いている。

アメリカ合衆国を最たるものとして、西歐、南歐の順で人口一人当りの平均資本額は少くなくなつていく。ヨーロッパでは、生産ファクターとしての資本は、南歐で最も少くなつていく。

このようなかたよりは、平均化するのには二つの方策が考えられる。即ち人口を南欧から北歐を経由して北米及びその他の地域への移動せしめ、他方資本を逆の方向へ移動せしめるのである。

人口と資本のこうした流れは、ヨーロッパ的観点からも、世界的観点からも、繁榮をもたらすのに役に立つものである。南欧の労働者は、わが国、又はオランダの隣接諸国へ移動してくれることにより、自由に居た時よりも収入が増大する。オランダ人が資本密度のより高い国に移住すれば、しばしばわが国に居た時よりも以上に生産性を高め、収入も増加するであろう。

28. オランダにおいては、労働力は、他の生産要素と比較すれば、相対的に豊富である。人口増加速度が速いことから、この面は将来も変るとはないと考えられる。現在自立たないのは、われわれが好況の時期にあるからである。従つて、オランダには資本の投下範囲が非常に広いので、例えばオートメーション化を通じての資本深化などは問題にならない。

移住が続けられると、幾分人口増加の速度は低ぶり、労働人口の増勢もそがれ、人口一人当りの平均投資量が増大して、その結果、経済的繁栄が増進される。全体の投資量はこの場合、移住が行はれない場合よりも少ないが、その側面効果は、一人当り投資量の増大という重要事項に比較すればずつと小さなものでしかない。

大ざつぱな計算によれば、移住労働者一人につき、5000ギルダーほど余剰資本が出、そのうちの相当部分は資本深化に役立つこととなる。すると、国民の一人当り所得が増大する。

29. 他方、移住者が特に労働生産性の高い労働者である場合、これら労働者が離国することにより、移住が反つて国民所得の動向にマイナスの効果を及ぼすことになる。

但し、このような移住のケースは、移民局のあつせんによる移住については起ることはまずあり得ない。移住者の職業分布は、大体においてオランダにおける労働者の職業分布と類似しており、ある特定の職種の労働者が大量して移住することによつて、その種の労働者がオランダで特に不足するような事態はまず起らない。

30. われわれは、わが国の増大しつつある人口が輸出圧力となつていくことの影響も指摘すべきと考える。

5ヶ年間に人口は7%増加するので、もし現在のわが国の繁栄がこのまま維持される為には、国民生産は年率約7%で増加しなくてはならないと



ととなる。オランダは原材料に恵まれていない為、国民生産の増大は輸入の増大に連なる。

オランダで発見された原材料資源は可能な限り最大限に利用され続けている為、需要が増加すれば、増分は全量輸入されなくてはならない。すると輸出は生産の増加率よりも大きな率、即ち5ヶ年間10%位の増加率が必要となる。一人当り国民生産の増加が年間1%あるとすれば、輸出は $1\frac{1}{2}$ %増加することが必要である。

このことから、経済成長率が年間2%だとすると、5年間の輸出増加率は $5 \times 2 \times 1\frac{1}{2} = 15\%$ であることが必要となる。従つて、労働人口増加による輸出増の必要と、前記の繁栄の為に最小限度必要な輸出増を合わせると、全部で5ヶ年間25%の輸出増加が確保されなくてはならないこととなる。

外国貿易において、大した障害にも妨げられず敵の競争にも負けない程度にまで、非常によく設備された工場がその輸出額を5ヶ年間に25%増大することは大して難かしいことではない。

すると、この面での経済の繁栄の歩みは労働力不足により簡単に阻害されることになる。然し乍ら、わが国経済全体としては、このような大巾な輸出増加はとても期待することは出来ず、将来もますます実現不可能としか考えられない。

オランダの増勢止むことのない巨大人口により生産される生産物、及び商品の世界市場に強擲することが出来る為には、コスト体系、従つて賃金体系を常に抑制しなくてはならない。ところが移住はこの必要を避減する。

他方、労働力不足は、オランダから、外国資本にとつての魅力を喪はしめ、外資導入量の減少を来す。

3.1 毎年わが国から出る移住者(1960年に約8,500人)の数は、労働人口の年間増加のうちの、ほんの小さな割合しか占めていない。しかし、

それでもわが国の貿易には影響なしでは済まされない。例えば、移住者が労働人口増加数の  $\frac{1}{7}$  を占めているとすると、輸出の必要増加量は、移住者が全然出ない場合に比べて  $1\frac{1}{2}$  倍少なくてよい。一見、これはそれほど重大差とは受取られないかもしれないが、現実には大変な差なのである。

32. 以上のような観点からすれば、移住は経済発展にとって好ましい効果を及ぼすのであり、国民平均所得の引上げに貢献することとなる。

一部委員は、投資が雇用可能労働力の豊富さによつて左右されると考えている。少なくとも外国資本にとつてはこのことは間違いない、と信じている。従つて、彼等は、オランダから移住者が出る場合は、それがヨーロッパの他地域からの労働者の流入によつて全部、若しくは一部が補なわれなくてはならない、と主張する。その為には、移入労働者の訓練、輸送、及び雇入れの為に、一定の費用が必要となる。

### 住居建築と公共投資

33. 審議会は、特別な関心が住居建築と公共投資に向けられるべきであると考へている。これらは、われわれの能力ギリギリ迄現行なわれてはいるが、未だ不適正であることを認めざるを得ない。

増大しつつある人口はこれら部門にボトル・ネックを生ぜしめる。

教育施設は、もし人口増が少なければ、ずつと良い設備にすることが出来る。これは、住居建築に関しては更に顕著であろう。毎年建てられる約8万戸のうち、5万戸は増加人口のみで消費されて了う。3万戸弱のうち、その  $\frac{1}{3}$  は全くの廃屋の見返りに充てられ、残りは継続的な住居不足の解消に充てられることとなる。

5万戸という数字は、もし移住者が出ないとすれば、もつと大きくなり、住居不足の解消に充てられる数にずつと影響することになる。

1953年以來移住者が出たことにより空いた家屋数は、たつぷり5万戸を越える、と推定されている。この数字は、移住者の家族で、離国時に独身であつた者が近い将来に結婚して必要とするに至る住居数は考慮に入っていない。尤も移住者の中に建築に従事する者が入つている場合、その限りにおいて、移住は逆効果を住居事情に及ぼすこととなる。この事由によつて、1953年以來、財政、資材いずれの面でも制約がなかつたとしても、約3万戸の減少が生じている。

34. 審議会は、移住推進による人口減から、建築部門の投資の質的向上がはかれるので、結論として、移住は住居建築投資及び公共投資にプラスの効果を与える、と考える。

#### 国土の狭小

35. 地理的にみて、オランダは、ルール地方も包含している、高度に人口密度の高い地域を中心に位置している。この地域の人口は約2千万である。

オランダはこの中でも最も人口稠密の独立国であり、世界でも人口密度最大(1平方当り360人)の国である。

これに加えてオランダは、人口稠密国に囲まれているので、西欧全体に対して、レクリエーション及び航路の中心としての有益な機能を果たしている。これ等機能はわが経済にとって重要な支柱の一つとなつているが、その為、たゞでさえ狭い土地を更にこれの為に使用しなくてはならない。

36. 大体において、国土の狭さとわが移住政策との関係に関する考察は簡単である。

移住者が出ることにより、様々な用途の為の土地需要は増加率が鈍化する。それは移住を中止した場合より明らかに少なくなることは間違いない。

他方、土地需要は、多量の外国労働者の流入により、当然のこと乍ら増大

する。年間平均2万人の移住者が出国することにより、今後20年間に50万人、40年間に105万人丈人口増加が少くなる。これはいりまでもなく土地需要増の相対的減少、即ち、家屋、レクリエーションの必要量増加を減ずることとなる。住居等の必要が5万人の人口増加の過渡から減少することにより節約される土地面積は15,000ヘクタールと推定される。

3.7 人口密度が現在、平方メートル当たり約8百人である。西部の三県において、土地問題は最も深刻である。してみると、移住者総数の半数以上がこれら西部三県から出ているというのは、誠に好都合なこと、と考えられなくはならない。

わが国西部地方にとって移住推進がその土地問題（若しくは空間不足）に対して有する意義は次のような点にある。

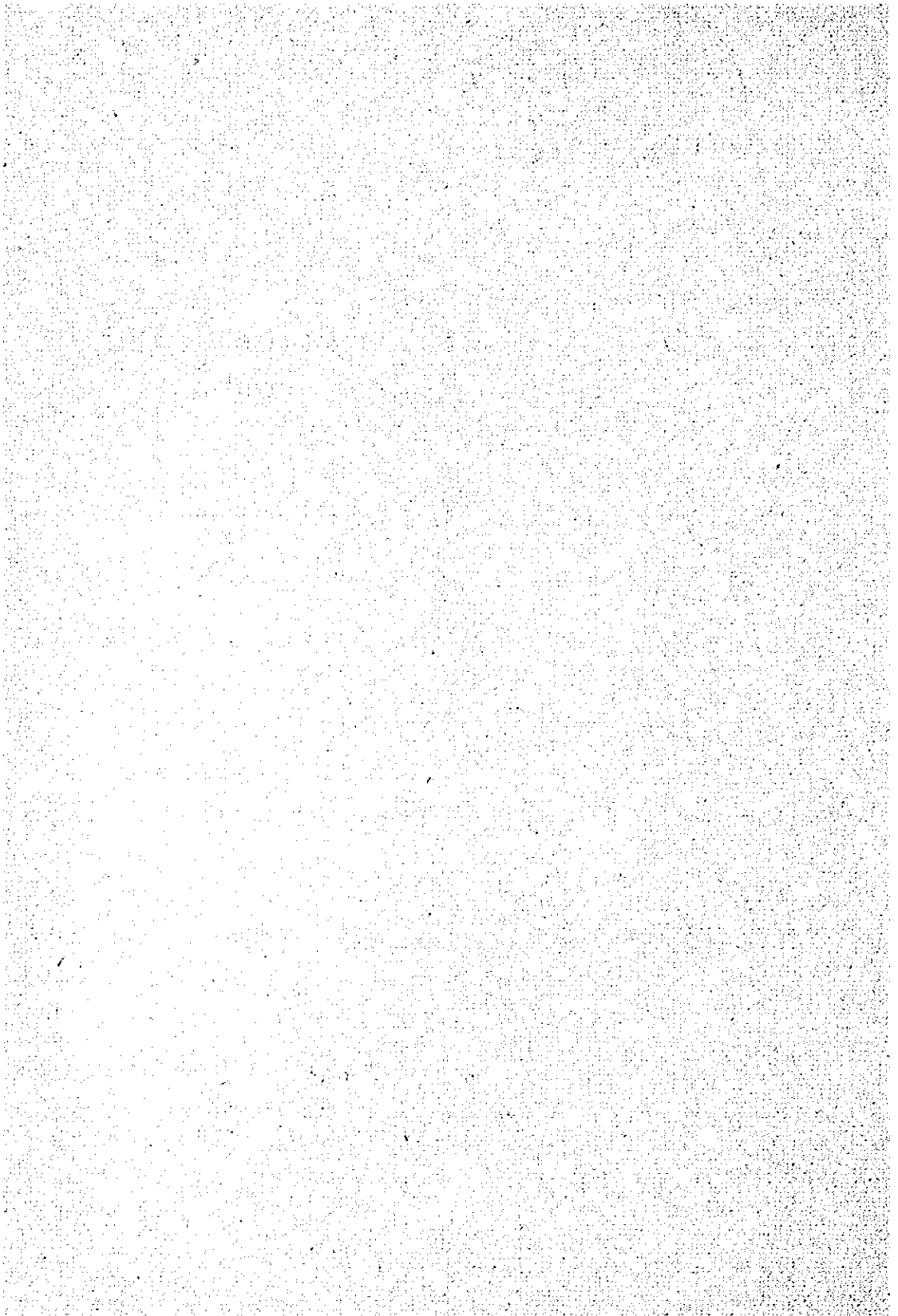
西部オランダ問題作業委員会はその作業の結果、西部地方の1980年の人口は689万人、即ち1960年に比較して140万人の増加を見ることがなる、と予測している。

政府が上院に提出した、都市及び国家計画に関するメモランダムにおいて、前記の予測結果が取り上げて検討されているが、それは、最も最近の研究や意見と比較して正しいと判断している。同時に、このメモランダムは、人口の遠心分離政策の必要を強調しており、それによつて得られるゾラ×効果は40万人と計算され、これにより、西部地方の人口増140万は100万人に軽減する。

西部オランダ問題作業委員会が算出の基礎とした数字は年間移住者17,000人である。もし、この移住者が出国を取り止めるとすると、1980年迄に西部地方の人口は24万人余計に増加する。これは経験的方法により算出された数字に基づいて算定された数字である。

概に言及された数字と比較してみると、移住は都市及び国家計画に組み入れられるべき重要なファクターである。

8. 長期的には、移住の継続はわが国の土地、若しくは空間の問題解決に、積極的重要性を有する、と審議会は考える。勿論、移住が本問題に寄与する効果は、全体に対して小さな割合でしかないが、この国の、都市及び国家計画における難問題を遅い将来にまで遅延することを可能にし、ある程度迄は時間をかけてそれら問題の解決を出来るようにするのである。



## II EEC 域内移住

### 総論

39. 移住問題は、最近のわが国においては、ヨーロッパ共同体との関連において、より考えられ、興味を持たれるに至った。

関心の焦点は、EEC諸国によつて、域内における移住の自由化、移住労働者の定着権、即ち、労働者自身が希望するならば域内の国なら、どこにでも永住することが出来るような取り極め実現の可否にある。

審議会は、予期されているEECの発展に伴い、EECの他の構成国に対して、近い将来どの程度オランダ人が移住出来る可能性があるかを検討してみた。

40. 本題に入る前に、審議会は、ヨーロッパ統合が進んで行く場合、オランダ独自の移住政策が通用するか否かについて考察する必要がある、と考えた。だが、審議会としては、この疑問に妥当な回答を与えることは、先ず出来ない、と断ずる。この結論は、EECの“労働力移動問題委員会”との懇談の結果においても、異論は生じていない。

EECの枠内では、これまで域内移住にのみ関心が集中されていたことが明らかになつた。

EEC条約中の関連規定から考察すると、将来、EEC諸国の移住政策は共通政策をとる迄には至りえず、独立の個々の政策を協調的に施行していくに止まると考えざるを得ない。この見方は、主要移住国全てが考慮に入れるべきものである。フランス、ベルギー、ルクセンブルグには適用出来ない。

ヨーロッパ統合は、EEC加盟国相互における移住に明るい見通しを与えるか否か？

41 右の問題は、労働者の自由移動と定着の権利に関する EEC 条約の関連規定に密接に関連している。これら規定は雇用機会、報酬、その他雇用条件、及び自立営業開始の自由などに関する、加盟諸国国民の国籍による制限、若しくは差別待遇の撤廃を目的としているものである。

このねらいが実現すれば、EEC が盟国の国民であれば、EEC 内のいかなる国でも自由に雇用され、そこに定着して就労し、入国動機となつた雇用契約が終了して後もそのまま在留することが全く自由に行えるようになる。

42 労働者の自由移動が現実となれば、もはや EEC 域内で加盟国政府は、他加盟国国民が、自国における求人に応じて入国し、定着することを拒むことは全く不可能となる。

オランダが、EEC 諸国の中で非常に恵まれた立地条件を有するが故に、オランダは、このような EEC 内移住者の吸引国となるであろうことが容易に理解される。即ちオランダは、会社や独立の企業家の流入定着、及び労働者がオランダに働きに入つて来ることを刺激する。

労働者は、この場合、現在自分の国で働いているよりも、言語、生活習慣の異なる外国で働いた方が、ずつと高い収入を得ることが出来、言語風習の相違によつて受ける不利益を補つて余りある位いでなければ移動しないものである。

審議会がヨーロッパ委員会その他から入手し得た資料によれば、EEC の域内に関する限り、出移民国となる可能性のあるのはイタリア丈であるのは考慮されなくてはならない。

43 オランダ労働者移住協定を分析してみると次のように分類が出来る。

- ・ 農業移住
- ・ 商業工業労働者の移住
- ・ 企業家としての移住



## 農業移住

44. 農民が移住する可能性についてもう少し詳細に検討してみると、E E C域内では僅かにフランスが入移住国としての可能性を有するに過ぎない。

他のE E C諸国については、農業移住者を吸引する可能性はまるでない。

西独は、家畜及び菜栽培の発展により、その為の不足労働力充当の範囲で、いくらかの農業移住者を入れることが出来る。もつとも、これは甚だ些細な数字であつて、オランダの農業人口のスウ勢に影響を与えうるようなファクターにはなり得ないことは明らかである。

その上、西独においても、他のE E C諸国同様、農業労働者の数は相当顕著に減少するという必然性も考慮に入れなくてはならない。

45. 審議会、オランダ農民がフランスに移住できる余地は、南仏の效果に少しある程度だ、と考える。

然し乍ら、E E C域内からフランスに移住して来た外国人農業労働者は、最初から、住居選定、農業金融、農業補助に関して、フランス人と全く平等な待遇を与えられなくてはならない。

## 高工業労働者の移住

46. オランダの非農業部門労働者のE E C域内自由移住は、オランダと他のE E C諸国の進歩の機会、繁栄、及び雇用の観点から考察されなくてはならない。

審議会は、オランダには他のE E C諸国に比べても、発展についても雇用についても良い見通しがあると考え。雇用、繁栄、進歩の機会について、オランダが将来E E C全体から取り残されるようなことはますます考えられない。

結局、オランダの労働人口の自然増が他国のそれを凌ぐであろうことは容易に推測出来る。

言語と生活習慣の違いから（これは海外の入移民国ではそれ程強く感じられていない。）、商業工業部門のオランダ人労働者から大量の移住者が例え

ば、伊、仏等へ出ることは先ずありそうにない。ベルギーについては、現在のところその国内情勢からして移住者の受入れは殆んど不可能であるが、もし情勢が変れば、ベルギーのフラマン地方には幾分可能性が生じるかもしれない。あと残るのは西独であるが、西独については、現在のところ、国境地方のオランダ人労働者に対して吸引力が認められる。これは、オランダと西独における貨銀差が原因であり、特に青年労働者の国境を越えて就労の誘因は、これ以外には考えられない。

西独労働社会事業省発行になる資料によれば、オランダ人労働者への就労許可証発給数が次のように明らかにされている。

1959	7.31	29,389
1960	7.31	33,356
1960	12.31	38,207

この数字は、西独で就労しているオランダ人労働者数の増大のスウ勢を表現している。

これら数字は、西独領内に既に相当長い間暮している労働者を主な対象としている。

1960年3月31日と1961年3月31日の間に、オランダ領内に居住して毎日西独領内に通勤しているオランダ人労働者の数は8,700から14,400へと増加した。これら労働者の大部分は、伝統的な国境労働者者と看做すべきである。

EECによる調整によつて、EEC各国間に貨金水準の差が消滅するに至れば、オランダ労働者の西独への移動の主要動因がなくなるもの、と審議会は考える。

- 47 ヨーロッパ内に居るオランダ人と、海外に居るオランダ人の活躍ぶりに大きな相違点がみられるのは、ヨーロッパ内移住は距離的な理由から、途中で放棄したり、帰国してやり直すことがより容易であることが原因である。また、ヨーロッパ内の外国で定着就労している者の場合、その家族が

オランダに残っているケースが甚だ多い。それは当然外國へ移住していても完全に同化定着することを妨げるのは勿論である。

各国の住宅不足が解消し、外国人労働者の肩入れについての差別措置が撤廃されれば、以上のような情勢はおそらく変化して来るであろう。

- 48 EEC諸国における外国人労働者の雇用可能性は、おそらく将来行く先々迄継続するものではなく、一時的なものであるに違いないと考えられる。そしてオランダに関する限り、現在のところ西独以外には受入国が存在しないし、将来も出現しないであろう。

#### 労働者

- 49 農民を一応考慮外におくと、ヨーロッパの国々へオランダが大がかりな移民を出したことは、過去においても一度もなかつた。EECによるヨーロッパ統合が進んでも、そのようなことは先ず起らないことが予想される。

いずれの場合についても、EEC加盟諸国の雇用に関する法律法令の調整が完了する迄には相当長い年月が必要である。

然しそれでも、自国におけるよりは、他国で就労した方がずつと将来の見通しが明いと考えるか否か、という問題が残る。この分野に関する見通しは多くのオランダの移住者が、自立企業家として移住定着することを理想としてはいるものの、さして明るい、と見られるべきではない。

- 50 ヨーロッパ域内移住についてそれがいかなる場合でも、移住者の家族、特に妻にとつては大問題であることは、海外移住に関する10年に亙る準備調査の調査の結果で明らかである。



### Ⅲ 移住とオランダの世界における地位

#### 総 論

5.1 わが国の戦後の海外移住は、まだ緒についたばかりの観があるが、オランダ人がこれまでに海外に移住定着したことで、既にわが国の西欧における地位向上をさせるのに役立っている。

これは、移住者一人一人の善意の努力の結果、わが国に関する世評が高められた、という一面のみに止らず、入移民国の経済的、文化的及び精神的発展にわが国が貢献しているという面も重大なのである。

また、オランダ人と入移民国との間に新しいきづなが結ばれ、古いきづなもそれにより強化され、オランダとそれらの国の親善関係がとて密になった。

オランダのヨーロッパ諸国と海外諸国との関連における地位、及び機能は地理的要因により決定されるので、ヨーロッパ共同市場が発足してヨーロッパ統合が推進されつつある時代に、それら諸国との親善関係が移住によって著しく強化されているのは大きな利点である。

この事実は、オランダが占める北西欧と海外諸国の接点としての歴史的地位の確保強化に役立っている。

5.2 オランダが世界において占めるこの特異な地位を維持するためには、どうしてもオランダ自らが海外諸国の発展の為に積極的立場で参加する必要があり、その目的達成の為に、オランダがそれら諸国に入り込んで経済的橋頭を獲得して、それを足場に経済その他の諸関係が発するものである。

移住者送出しは、このような接触点取得の為の一方法である。

5.3 オランダ国民は、古くからその地理的条件に恵まれて、国際貿易で利

益を得てきた。

ヨーロッパの最も交通量の多い航路（東西及び南北交通の交叉点）の開発は、七つの海の航海、及び植民帝国の建設に先行したのであつた。この航路は、わが国に貿易上の利益をもたらしたのみに止らず、わが国民が孤立化することをなくした、という効果を及ぼした。

この面について、今日では航空機も重要な役割を果たしている。K L M 航空会社が、航空界での正当な地位の確立の為に現在行っているたたかいは、国家的利益のうち最重要なものに關するとみられていることは、甚だ意義深い。

19世紀には、われわれの海外における利益は、主に旧オランダ領東インド諸島に集中されていた。19世紀前半では海運上、商業上の理由に基いたが、19世紀後半と20世紀の第14半期に於ては移住活動がその原因であつた。

わが国の他面的なインド事業は、国家の発展の為により広い視野をひらいた。“インド”は、新しい経済の場として、オランダに欠けていたものを与えた。

54 然し、1945年以後は、これらのことは大部分が停つて了つた。オランダ人口は急激な増大をみ、より若い世代については、戦争が彼等を過去からの連続性から断ち切つて了つた。

オランダ国民のバイオニヤとしてのエネルギーと企業家精神は、戦争により失われて了つた機会に代るものとして次のような点に期待を寄せた。

- (a) 在外オランダ企業数の増加
- (b) インドネツヤから追放された企業のラテン・アメリカ及びアフリカにおける再建。
- (c) 世界の海空運業界への積極的進出

(d) 人口密度稀薄で白色人種から成り且つ高生活水準の国への移住  
移住者の多くの者の目的は企業進出であつた。

経済活動から離れて、移民は受入国の宗教、文化、科学の各分野にオランダ人の進出をもたらした。

5.5. これらの相殺要因は、それぞれ相互関係においてとらえられる必要がある。海外で得られる経験は、その種類の如何を問はず、わが国の窓を海外に向けて開いておく為に効果がある。

観光業の発達により、海外へ研究旅行に行き、または一定期間就労するために海外へ出掛けることが多くなつたが、これらの人々の間から移住者が出るケースはさして重要な数ではない。

移住者はその一人一人が前記(a), (b), (c), の強化発展に役立つ条件を作り出していくという効果を有する。

更に、わが国民の国際主義を増進するが、これは心理的観点からも、他の観点からも甚だ重要なものである。即ち国際主義は、移住した息子を両親がオランダから遙々訪ねてゆき、または息子達が海外から里帰りをする事により高められる。

1940年には5000人以上のオランダ人がカナダへ親戚や肉親に会う為に渡航し、何百という人々が英連邦諸国への同目的で出掛けて行つた。

移住によつ、わが国民に開かれる新しい視野の大きさは決して過少評価されるべきではない。一つの国民は、そのエネルギーと企業家精神のために「気宇の広大なること」を必要とする。人々は、わが国の過剰人口圧力と複雑な国家社会機構のはらむ矛盾から、われわれすべての上にのしかかっている様々な制約から脱出する機会を求めている。

### 移住とオランダの企業精神

56. オランダの戦後の移住政策は、英連邦の英諸国へオランダ人の家族単位移住を大量に推進することに重点がおかれている。この他に、ラテン・アメリカへの五つの集団移住も特記する必要がある。全般的に、わが国の移住者は受入国で好評を博している。

彼等は速やかに現地に適応して行くが、(特に青少年)、未だ現在のところ彼等はオランダ人として現地で知られており、彼等の目ざましい活躍により、母国のオランダ人々々の関心を引きつけている。

この効果は、移住が継続的に行われる限り続くものである。

57. これらの英連邦諸国、及びラテン・アメリカ諸国は、世界の中で若くて発展力のある地域に属する。即ち、そこでは未開究の自然資源が眠っており、産業化は未だ幼年期にある。

これら諸国は資本の輸入国である為、企業家のイニシアティブを必要としており、なによりも外国資本の投資を求めているのである。

入移民国は、長期に亘る、大規模な経済発展の条件を造出するものとして新移民は歓迎される。

以前は、これらの国々は全く農業一色の産業構造であつたが、比較的最近になつて、鉱物資源に目をつけてこれの開発にのり出した。

第一次産業は別として、多くの第二次産業及びサービス産業が勃興し急速に成長しつつある。

この発展速度は、今すぐ、又はいずれ減速するかもしれぬが、継続的高水準の経済成長の為の条件は存在している。

これら入移民国が経済発展の揺籃期にあり、他方そこでは農業生産形態が一つの行づまり状態にある国を称して、此頃では“後進国”と呼ぶようになっている。ラテン・アメリカの入移民国は全てこのケースに当てはまる。



入移民国の経済発展が一定の段階に到達していれば、これは、経済的先進国である。然しいずれの場合にも資本と、技術、及び労働力を早急に必要としている点では同じである。

“後進国”では、必要とされる労働力は、常にある程度専門化したものであることが要求される。

その結果ある一定の国への移民送出は、その国の経済発展への参加を意味する。

もし、移民送出が産業の開発の為に必要な資本と技術の供給とから分離した形式で行なわれるならば、出移民国にとって片手落の事業となり特に経済的好況の時代、若しくはその人口圧力軽減の目的をもってする場合、それは甚だ不満足なものであることが判明するであろう。

- 5.8 英連邦の比較的経済的に進んでいる国々の場合は、移住者受入れにより生ずる相互利益はある程度時間が経過した後に生ずるもので、他の経済活動と結びついて始めて明らかになるものである。

関係国政府がオランダからの継続的移民受入れの前提条件として強化された経済協力を受付けない限り、現在の状況下では、オランダ政府にとってその国へ積極的な移民送出政策を実施する意味がなくなる。

移住は、これまでの概念を超えて、双方の政府が好ましいと同意しうるより広汎なより強化された経済協力の枠内に組み入れられて行なわれるべきもので、そうでなければ、英連邦内の受入国にとつても、オランダにとつても、将来真に経済的意義を持つものとはなり得ない。

このような経済発展の為に、ヨーロッパの出移民国と英連邦との結び付きが必ずしもヨーロッパ大陸による、英連邦内の入移民国に於ける経済発展への参加プランに積極的に干渉するものではない。むしろ、金融的にも経済的にも重点は出移民国というよりはヨーロッパ統合体におかれるべきである。

このような見方は、ヨーロッパ大陸からの移住者がこれら社会で示した実績から演訳された政策論的基盤に立っている面もある。この場合、オランダ移民が重要な役割を果たしているのは勿論である。

59 経済的には、大むね英連邦内の入移民国よりも後進国であるラテン・アメリカ諸国の場合は、投資、技術指導、及び熟練労働力の三要素の相互関連性が、綿密に観察考慮されなくてはならない。

最近の数年間、ヨーロッパからラテン・アメリカ諸国への移住、及び数多くの技術協力計画は、常に期待された効果を生んでいないが、これも前記三要素間には重大な相互関連性があることを看過しているのである。

この幸運な例外は、三つの要素の間に充分均衡がとれる程度に小さい規模で行われた。オランダの農業移住であつた。このオランダ人の企業精神発露の結果である成功例がこれら諸国にたいする農業生産改善の為の技術援助が如何に行われるべきか、の一つの好例となつている。

この点に関して、最近設立された インター・アメリカン・デベロップメント・バンク 「米洲開発銀行」は、その最初の融資対象として、オランダ人の集団移住地 オランブラの拡充計画を選んだことを特記しても良いと思はれる。合衆国政府は、ラテン・アメリカへの吟味され周到に準備された移住の実現はアメリカ洲への技術協力のうち必要な事業の一つと考えている。

米洲開発銀行は、この種類の対外援助計画に国際的移住機関 (I O E M) を包含したい構想を抱いている。

ラテン・アメリカへのオランダ人の移住は、米洲以外の先進国への場合と同様、それが適切な国際協力及び技術協力計画の一部をなし、若しくはそれらに従属するものである限り、全く正当である。

オランダ人の場合、熱帯、若しくは亜熱帯農業の農法改善の為に必要

とされる知識の2/4は少なくとも身につけており、更に土地改良、産業発展、第三次産業等の発展に貢献することが出来る。

これら計画及びその他類似計画への積極的参加をオランダは移住によつて行うことが出来る点、甚だ重要な事実であり、注目すべきである。長期政策として、オランダにとっては大きな利益をもたらすもの、と考えられる。

6.0 国家にとつて利益となるからこそ、オランダは、入移民国において入植可能地を調査し、且つオランダ人移住者を受入れるよう、相手国政府を刺戟しなくてはならぬ。

これまで、オランダ人移住者により増かわれた、オランダに対する好感を基調とする友好的態度は、これら諸国においてオランダ企業が仕事する上には甚だ好都合な雰囲気をつくつてはいるが、またそれ以上の何ものでもない。という点は十分認識されなくてはならない。そこでは、いづこにおけると同じように、成功は克ちとられなくてはならぬものである。

これら諸国において、オランダ人移住者が更に大きなインセンティブを結果として認められているのは、オランダ人が移住地で自らの事業を確立せんとするのに驚く程熱心であるからに外ならない。この点、オランダ人は、他のどの国からの移住者よりもぬきんで優れている。現在迄、彼等が移住地で事業を確立するに際しては、オランダ政府は何ら現実には援助をしていない。

6.1 移住は、海運及び空運事業が、出移民国と入移民国との間の路線に発達するのに、誠に画期的な契機となつている。保険会社及び建築会社にも大きな刺戟を与えている。

だが問題は、オランダがこれら入移民国において現在見出される機会

を十分に活用しているか否かである。

この問題についての一つの阻止要因は、受入国とオランダの間に二重課税防止の為の双務的協定がない事実を指摘しなくてはならない。

オランダの商業や産業がオランダ移民の様々な受入国（オーストラリア、ニュージーランド等）で大いに発展する為には双務協定の締結は非常に重要な条件である。

移民受入国で移住者が事業を確立成功させる為には、巨額の投資をする必要がある。そしてこの多額の投資は必ず危険を伴う。という点も重要である。有能で強力な事業家グループが資本を携えてこつてこそ、成功の可能性が高まる。但し、この場合でも、強大な金融力を背景に有さなければ決して成功は容易ではない。

6.2 そこでもう少し現実的方法をとるならば、受入国で既にその中産階級の地位に到達している旧移住者を中心に、その事業確立プランの実現を援助することである。この際、援助の効果をその移住者自身には求めず、その子供の世代において所謂二世達がおランダ本国の援助を必要とすることなく、独立独歩、入移住国の産業発展に大きく寄与しうようになることを求めるのである。

審議会は、この為に、オランダに移住者金融を専門とする機関を設け商業ベースで移住者のあらゆる融資要請を受付ける機能を与えることを必要と考え、政府がこの為に必要な措置を講ずるよう勧告する。

このような金融機関のリスクは、政府により保障されなくてはならない。

国家及び大企業は、このような移住金融機関に参加し、オランダ人移住者が新しい天地において行わんとする経済的発展の為に力を結集して協力しなくてはならない。

この勧告を行うに当って、審議会はイタリアの例に関心を持ったこと

を明らかにしておく。イタリアは、移住機構の組織的な面においてオランダより進んでおり、甚だよく整備され、且つ経験を通じてきた優れた移住金融機関を有している。

- ✓ 即ち、「イタリア在外移住者金融公庫」(IOLIB)がそれである。1923年早々に設立され、第二次世界大戦以後は、イタリアの海外領土が失なわれたことにより新しい任務を与えられた。

イタリア政府の補助を受けて同公庫が遂行している業務は次の如くである。

住基

- ・ イタリア人労働者を主として雇用して行なわれる企業とか植民計画への融資。
- ・ 外国で事業を行う可能性があるか否かの可能性に関する調査を行うこと。
- ・ 入移民国におけるイタリア人の貯蓄奨励とその運用
- ・ 移住者に対し移住地での家屋建築の為の融資

ここに掲げたものの他に、オランダとしては、将来統合されたヨーロッパとの協力の可能性を開発することを忘れてはならない。

#### その他 政治的側面

- 63 オランダ人移住者の成功は、ひとえに彼等の能力と、優れた適応性及び移住して最初に与えられた仕事と熱心に取り組む直な勤勉さとの賜物である。

いかなる場合でも、移民の受入国側としては、移住者が同国人同志集結して団結することを好まない。

それにも拘はらず同国人グループが出来て了うこともあるが、この場合でも、新しい環境の中で生活して行く過程において急速に祖国とのきつなが弱まり、少なくとも政治的には全く無害な集団となることが多い。宗教的な集団移住者の場合でも、移住地においては、集団内部での同

志的結合と排他性の方が祖国、即ちオランダ本国との結びつきよりもずっと強い。これらのグループが新しい結び付きを祖国との間に生じる時には、既に淘汰と試練を経た“選ばれた人々”となっている。

オランダ人移住者やその子孫がオランダ本国に対して国際政治上の支持を与える、などということは、侵略者に対する国民闘争、等のように根本的問題でなければありうる筈がない。

移住者から国際政治上の支持を得て相手国政府に対する圧力として利用しよう、とする努力がなされるとすれば、審議会としては全く当を得ないもの、と断定せざるを得ない。

#### 64 但し、移住者の好意はオランダによって政治的に有益である。

従つて移住地において彼等が全てオランダに対しいつまでも友好的であることは大切なことである。

通信交通手段は着実に進歩を遂げつつあるものの、移住したオランダ人がオランダ本国のことを忘れて了う可能性もまだまだ大きい。

広大な移住地で、彼等は後をふり返つて母国オランダとの歴史的つながりを考えたりするよりは、常に自分達自からの未来を考えるものである。だが、オランダ政府が彼等に対して一定の便宜を供与するならば、彼等とのつながりを保つのに役立つ。

この点は、歴史的事実により立証出来ると考える。

19世紀から20世紀の始めにかけて、沢山の移住者が甚だ大きな障害と悪条件を乗り越えつつアメリカ合衆国目指して渡航していったが、彼等及び彼等の子孫と本国との関係はその出国の際の悪条件の故に決して好ましいものではなかつた。

もう一つの政治的フアクターは、移住者が多く出ると、入移民国側では毎日“オランダ”に関する事務が多くなつて、わが国と、わが国民についてより深く知るようになる。このような状態は十分活用して、移住

者を通じてオランダに関する知識を普及され、移住地に定着後もその好意を得てオランダをPRする機会を開発しなくてはならない。

現在までは、このPR手段は何ら組織的に行なわれたことはなかつた。然し入移民国において与論がオランダに友好的である時は、その国でのオランダの地位を慎重に行えば高めることができる。

これは、わが国のような小国にとつては非常に有益な事である。オランダは、国際的地位を高めるには武力によることは論外の不可能事であり、国際理解との国際協調による他はない。

- 6.5 オランダにとつて、海外に進出する機会はそのふんだんにはない。そこでわれわれはエネルギーを浪費することのない様注意を払わなくてはならない。

移住はその一つの機会であり、大きな成功への可能性を有し、且つ、大規模な移住を海外の一地域に計画、実現すれば、そことオランダと種々様々な分野での交流の機会が生じるため、官民一体の努力を結集してこれに当らなくてはならない。

国際技術協力の枠内で、先進国若しくは経済的に進歩した地域にあるチャンスを見落すべきではないが、わが国の移住事業は、オランダ人の移住者が最も大きな成功のチャンスを有し、その原住民の性格からもそこでのオランダの地位若しくは好意を寄せられている程度、以前にオランダ移住者が入つて定着している経験からもそれが或る程度確認され且つ経済、経済的気候条件がオランダ移民の定着発展に有利である国々に重点をおいて行すべきである。

#### 文化的側面

- 6.6 オランダ人移住者が既にこれまでの定着先の国において、オランダに対する関心を高めている。という実情を背景として、われわれとしては

経済的商業的分野における接触をのみ求めるべきではない。展覧会の開催、外国人留学生への奨学金制度の設立、その他の手段により、文化的交流の面を強化することに現在以上の努力が注がれなくてはならない。招待留学生制度はこのうちでも特に重要で、もしこれが数十年も継続されたら大きな利益がオランダに齎らされるに違いない。文化協力は、オランダ人移住者が通常大して相手国の文化に貢献していないことから一層望ましい。わが国からの移住者の大半は肉体労働者か小企業主であつて初等教育以上の教養を身につけている者は殆んど居ない。この点、インテリ階層（大学卒や芸術家）からもつと移住者が出たら、文化的結び付きを強化するのに役立つに違いない。ところが現実にはインテリ移住者が稀少な為、オランダ人指導者は、移住者の宗教的統合に重大な責任を負はされている。

オランダ政府当局としては、もう一度受入国政府、特にオーストラリアに対し、オランダからインテリ移民としてコンサルタント、学生、その他等を受入れるよう工作すべきである。このことは、入移民国において、オランダの大学の卒業証書や学位が従来より高く評価されなくてはならないことを意味する。

- 67 文化的観点からは、わが国の国民がその視野をヨーロッパ大陸の外へ拡げる、という効果も見逃しにはできない。何万もの海外移住者が、普段ならばありふれた人間なのに、故国の親類友人へ書き送つて来る手紙の教々が、オランダ人全般の国際的視野の拡大に果た役割は大きい。

これまで、戦後始まつた、オランダ人の集団移住が及ぼす社会的文化的効果にはほとんど関心が寄せられなかつた。

この問題で、オランダ人移住者が海外で成功する、ということが、後に残つているオランダ国民にとって何を意味するか。

審議会は、この「反響の性質、程度および効果について調査を行う必



要あり」，と考える。

「移住者と本国人との通信」について報告書が作成されれば「オランダ移住研究」シリーズとして出版されることができる。

主要なのは、移住者の通信を通じて、それを受け取るオランダ人が、外の世界と移住についてどんな絵を頭の中に描くか、という点である。

### 宗教的側面

宗教界では、オランダが移住事業において行うべき一つの課題が残っている、と考えている。

この点で移住というものは、移住者が渡航して行くまでの課程において、移住地において移住者自身とその家族が生活していくに足るだけの収入を得る自信をつけさせるような条件が整いつてこそ、始めて成立するものである、という事実は忘れられてはならない。

世界のどんな地域に新しい生活の場を見出したにせよ、そこに定着するということは、移住者が自分達を吸収してくれた国家と、自分達が新たに身を置くに至つた社会に対して共に責任を負うことを受諾したことを意味する。同時に、特に雑人種国において各個人個人や集団相互間、に普遍的に行き直り成立している正義の理念を承認することになる。

そこで、教会側としては、移住を決意した人々に適切な指導と準備を与えることに大きな関心を払はなくてはならない。

移住がオランダの人口問題解決に役立つ、且つ世界におけるオランダの国際的地位の高揚に役立つという確信を前提とするのであれば、教会としては、移住の決意は、移住者自身とその家族が、全く自由な立場で決定すべきものであることを強調している。

移住せん、と決意する自由は、便宜的動機から移住の可能性を制限したり、無責任に奨励したりして歪められてはならない。

3.9 教会としては、オランダ人の移住者が、入移民国において精神的、文化的、社会的貢献が出来るのは、オランダで養っていた文化的、精神的素養に基くものだ、という点に関心を寄せている。

つまりオランダから、しつかりとした文化的精神的素養を持って渡航する移住者は、新しい世界でその精神的文化的要素により速やかに融合する。何もバック・ボーンとなる素養なくして移住した者が、移住地での習慣に忽ちにして適応するものの、自らの個性を失い、結局はその国の生活 방식にうまく融合できないのとは大きな相違である。

それぞれの国でその特有の形で顕はれるこれら特有の要素の中で次のものを特に掲げることが出来る。人間性に関連しては、責任の伴う精神の自由、社会の基本的構成単位としての家族の尊重、及び人類への貢献としての仕事の確実忠実な遂行など。

従つて移住せんとするオランダの教会員は、入移民国においては異つたそれぞれの教会に行き、そこで精神の安息所を見出し、そこを通じて新しい国に精神的、文化的、社会的に貢献できるようになる。

7.0 教会は、移住者について調べてみた結果、多くの者が数年間のうちに経済的に良い地位を獲得しているが、他方、移住してから最初の数年間に深刻な困難に逢着している者の数が相当に達する。

オランダにおいて教会としてはこの現象に直接、間接責任を感じており、入移民国の教会の権威者達との懇談を通じて更にその感を強めつつある。

このことは、入移民国の教会筋により実施された調査の結果非常に明らかになつた。

ラテン・アメリカへの集団移住の場合でも同じことがいえる。

この分野では、国家も教会も共になすべきことが未着手のままになつている。

## IV 移住と個別的移住者

### 総論

- 7.1 この章においては、公けの関心と一致する限りにおいて、個々のオランダ人が撰択する可能性の対象としての移住の意義を確かめてみたい、という試みが行なわれている。

この目的で、以下の点について考察が行なわれた。

1. 最近の数ケ年の間に行はれた調査で得られた資料に基づいてオランダ人移住者の性格の特質
2. オランダ移住政策の根本理念
3. オランダの内外で起つた変化に基づく移住政策及び機構改革の見通し。

審議会としては、この考察と観察を従来からの伝統的な海外移住の枠の中に閉じこめることは、公の要望にも反し、個々の移住者の為にもならない、という前提に立つて考察を始めた。この章の結論は、オランダ国外への他の形態の移住、及び将来の可能性としてのヨーロッパ内移住についても応用できるべきものである。

### オランダ移住者の特徴

この報告は、最近数年のうちに、ヨーロッパ人移住問題研究グループ、その他の手によつて行はれた社会学的調査の結果である。

- 2.3 主要な結論が抽出された文献のうち主要なものは

De Gaande Man 1958 (行く人)

Emigranten-Niet-Emigranten, 1960 (移住者、否、移住者)

Emigration 1959, Annual report 1960)

- 7.2 1945年以降になつて、爆発的移住ブームがオランダに起つた。こ

の現象は、戦争と、ドイツ軍によるオランダ占領の期間によつてオランダ人が経験し、オランダ人が受けたショックへの心理的反作用として現われた、と見做して良い。

この反作用は、海外の後進諸国に起きた相当の量の移民需要と合することとなつた。(特にカナダとオーストラリア)。

初めのうちは、主に農業労働者が要望された(カナダ)。後になるとこれに熟練、非熟練労働者の需要が生じてきた。(オーストラリア)

世界大戦終了後最後初の数年間は、国内での就職権という内部要因と、国際緊張の激化という外部要因との双方から移住熱がかき立てられた。

1947-8の兩年に亘つて、オランダ世論研究所が行つた調査によれば、殆んどオランダ国民の全体1/3に近い者が移住の希望を抱いていた。

インドネシアサービスに従事していた何万ものものが帰国し失業していたことの圧力も加つて、

1952年には出国した移住者数が最高記録である年間4万8千人に達した。この年から、移住者数は徐々に減少していく。そして1960年には約2万4千人(うち6600がインドネシア帰国組)となつた。

移住ブーム時代(1949-1952年)以来、常にわが国の移住は呼寄せ移住(既に移住している親類、友人及び知己による)であつた。

7.3 1953年以來著しく減少してきた農業移住は論外に置くとして、オランダ人移住者の大部分は労働階級と中産階級の出身である。

1956年に行われた典型的事例の調査によると、非農業移住者の収入は次表のように変化している。

この表に掲げてある数字は、単に一つの指示的なものであるに過ぎない。この数から判断すると、移住者の中にはオランダ労働人口全体に於けるよりも大きなパーセンテージで青年層が入つていることがわかる。

年間純所得	人 数	%
2,000ギルダー以上	60	6
2,000	236	24
3,000	376	38
4,000	147	15
5,000	50	5
6,000	28	3
7,000	11	1
8,000	18	2
収入無し	44	4
不 明	25	2
合 計	1000	100

1ギルダー＝90円

男子労働者が受けた教育に関する資料によると、移住者の社会的水準がよく把握出来る。

- 全体の50%は初等教育以上には何らの教育も受けていないが、或は終了することができず、その修了証書もしくは卒業証書を有していない。
- 43%は商業スクール、中等学校、ジュニア技術学校、冬期農業学校、及び職業訓練コースの修了者である。
- 移住者全体の17%は、初級技術教育を修了している。
- 7%は高等学校、高等技術学校、教育師範学校、大学の卒業者である。

移住審査会としては「移住する者は選民である。」という標語に留意すべきことを強調したい。われわれはこの言い古された標語を用いる場合、人々から受けるかも知れない批判については兎や角論議するつもりはない。

但し、移住者はその収入や技能の程度からも分るとおりの人々が主であることから、適切な表現の仕事は何か、たとえば「移住する者は標準的オランダ人である」ということであると考える。

7.4 上記の調査の結果から やはり出た結論として、移住者の  $\frac{2}{3}$  は、移住の決意をするのに一年以上熟考する期間を要した。 $\frac{1}{4}$  は3年以上がかつた。

移住決意の動機についての研究の結果、移住者とその親類、縁者、友人に対して与える影響の重大性が確認された。これらの経路で、オランダへ入ってくる手紙はそれを読むものに移住意欲をかき立てるものである。こうして移住の決意をかためる者の他に、オランダでの生活に決定的に厭気がさして、移住できるものならしたい、と考えるいわば潜在移住者も存在する。

以上の外に、僅かではあるが、独立の移動機と考えられるべきものがあることも発見される。

これらは、極貧状態脱出の欲求とか、独立したいという希望など、経済的社会的なファクターである。また特定の仕事に従事したい、とか、個人的私的事由でオランダを離れたいとか、共同生活に適さない人格の持主であるとか、そういう事態に導く環境とか、インドネシア帰還組とか永年海外に在住していた者等に往々にして見受けられる。条件や機構への不満から起きたオランダ社会での孤立性などがある。

調査結果は、オランダの移住者や潜在移住者が、概して恵まれない環境にあることを示している。このことはその時現在経済的に困窮していたという事実をのみ指摘しているのではなく、その人々の能力が十分発揮しうる機会が与えられなかつた。という事実の方が遙かに重大であると示唆している。

この様な面は、一般の人々よりも遙かに移住者（若しくは移住をしよ

者と考えている者)によつて鋭く感じられている様である。

結論としては、弛した社会的紐帯は必ずしも否定的要素として受取られるべきではなく、それは企業的発露の結果である。移住者がオランダに残っている者よりも、ずつと企業精神に富んでいる事を示す。いろいろな事実がある。おそらく最も確かな結論というのは、不満とか弛した社会的紐帯が移住の誘因となつているのは、エネルギーがありあまつているのにそれを十分に現実に生かすことが出来ず、オランダ社会の外へそれが新しい開け口を求めからである。これら二つのファクターは、いずれも移住の背景のうちに見出されるものである。実際には、新しい突破口を求める欲求は、エネルギーの使い場所がない場合よりもより頻繁に移住の誘因となり易い。

7.5 オランダ人移住者は、その積極的性格の故に、大部分が物質的繁榮という観点からの成功を獲得しようとする。

移住者が移住地に到着してから一年後を対象に行われた調査によれば質問を受けた移住者の80%が新しい国でオランダにいた時と比べて格別不都合を感じておらず、同じ80%以上はそれまでに彼等が成し遂げた物質的進歩に満足している。オーストラリアとカナダで行つた調査結果によれば、オランダ人移住者は1年後に(調査は1956-1957の間に行われた)は、その職業によつて、それぞれの国の平均国民取得以上の週間収入を得るに至つていた。オランダ人労働者が一般に超過勤務を厭はず、若しくは補助的職業を持つ傾向にあるもこれに役立っている。

この企業精神は、非常に多くの事業や職場で、即ち農業サービス、食糧加工業、及び建築業などにおいて明らかに発露されている。

オランダ人移住者は、他国籍移住者と比較すると、いつも必らず真先に自立して仕事を始める。

一般に、オランダ人移住者は歓迎されているので、この事実からくる信用によつて、しばしば甚だ困難な時代である移住初期を切り抜ける上に大きな助けとなつている。

概して、オランダ人の集団相互間の結び付きは余りうまく行つていない。尤もこれは一面彼等の現地順応がスピーディーであるともいえる。連帯性の観念は、宗教的集団移住者により多く見受けられる。

現地に順応することは容易でないことは言うまでもないし、個人差が非常に顕著であることも明白である。年齢、職種、教育、性別等全て関連してくる。高令の既婚婦人などは大体、移住先では言語困難、家事従事の為に孤立する傾向があり、時には自分自身の息子まで理解できなくなつてしまうなど、原則として、他の立場の移住者よりも、ずつと苦勞するであろう。

一家の長たる父は、運が悪くて物質的に恵まれるに至り得ず、彼自身と自らの家族に、自分が下した 移住する という決定が正当であつたことを証明することが出来なければ、長期的には最も苦しまねばならないであろう。

特例あり ✓ 移住した者が帰つて来る率は、それぞれの出移住国によつて差がみられる。オランダの場合、他国に比べてその率は低い（英、伊と比較）。それは10%から15%の間を上下していると推定される。但し、注意すべきことは、帰還者のうち少くとも50%は暫くすると亦移住者として出国して行く点である。帰国したまま二度と移住しない者のうちでは、年輩の子供を持たない夫婦者が一番大きな役割を占めている。

再移住組は、大部分が父親若しくは夫が海外移住地に在留している者である。

家族単位の帰国組は、大旨その妻がホームシックを起したのが原因であることが多い。彼等は国を離れていた間、オランダを理想国化しているのが、それが帰国してから再び現実の冷たい風に当り、もし彼等が二



度目に移住した場合には、その妻も二度とはホームソックにはならなくなっている。移住者の中途帰国は大部分が二年間移住地で居留した後のことが多い。

以上とは別に、最近になつては、成功した移住者で既に入移民国の国籍を取得した者が、故郷へ一時帰国してくる例が増えて来た。

移住者の二世に関しては、移住事業としての困難は少ない。子供達は忽ちにして新しい言葉をマスターし生活環境に順応するものである。非常に頼もしいのは、移住先でそこの学校に就学するオランダ移住者の子弟は常に成績優秀であつて、移住者の子弟で高等学校へ進学する率は増加しつつある。

#### オランダ移住政策の基本的理念

76 1950年頃は、移住は、雇用問題、人口問題解決の具として政府により取り上げられていた。

いろいろな民間団体が加つて組織していた Schilthuis Commetten が1950年にレポートを発表して、最初に移住機関の設立の必要を叫んだ。

このレポートの少数意見は、移住を国際的労働力調整として捉えるべきことを主張したがこれは否定されていた。

上院で移住機構問題が討論されていく過程で、移住は単に人を選び移動せしめるだけでなく、新しい国に家族を入れ、新しい世代をそこで形成することだ。という迄に見方は進歩した。

そこでは、社会厚生大臣が「移住を労働力の国際調整とする見方は、移住者が普通一般の労働者のように食扶持を求めて移動する者のみではない為狭小である」と言明した。「労働力の国際調整」という言葉は、事実、移住の基本的要素が何であるかを妥当に表現しているものではない。即ち移住者は、外国で新しい生活を打ち立てるために住みなれた国

を去るのである。

移住の責任は決してその全てが政府にあることはならない。「移住機関に関する法律」(1952年成立)は、わが国に、宗教、政治その他人間生活一般について、いろいろ変つた考えが存することを考慮しつつ、民間有志と政治が協力して一つの移住機関を設立する基礎をおいた。

277 現実をよりよく把握する為に、審議会はわが国の移住政策がその出発点に於いて二重性を有していた、という点をまず指摘したい。二つの非常に異つた考え方が明確に区別されるべきである。

○ 国の政策の観点からして、移住が好ましい現象であるか否か。雇用、人口論的考え方。この場合、国家的利益と後に、オランダに残る者の利益が最重点目的となる。

○ 元來、政治家、哲学者などのグループがいろいろ唱えてきた考え方で、移住が宗教と人生における一般的態度からして好ましい、とする。この場合は、第一の考え方とは逆に移住するものの個人的利益が重点目的となる。

二つの矛盾する考え方が、当時の移住に対する一般の熱意によつて調和されて了つた訳である。補助金やその他様々な便宜供与を伴う積極的移住政策を施行することにより、成功が最も大きい。現存計画の実現が可能となる。但し、全く別の理由で国民の間から消えて了つた移住勢を再現することはもはやできない。この政策を行うに当つては、審議会の見解によれば、個々の移住動機にその基礎を求めべきではないので、移住政策の「衣箱付」の議論は第二次的重要性しか有しない。

これらの事実を前面に押し出すことにより審議会としては、何の移住計画を持たない個人個人が外国へ出て行つて働くことができるようにするのが積極的移住政策の本分であるとする一般の誤解を解消したいと考えている。

この様な移住政策の眼目は、移住したいと欲する人々及び永い間移住の希望を抱いている人々の意思の実現が阻害されないように措置をとることである。もしそうでなかつたら、元来「自由」の原則の上に立つてきたわが国の移住事業はその原則を放棄して、圧迫された移住事業となつて了うであらう。

78 1949年に、移住補助金の一形式が導入実施され、それによつて、政府は低額取得者が移住する場合、その渡航費の貸付を行うようになった。移住希望者に便宜を供与し、間接的手段で彼等が成功し易くなるように条件改善を行うに際して、政府の行動原則は、人々に移住するよう  
 神助  
 に圧力を加えるのは、移住を禁止するのと同じ位許し難いことだという考案であつた。

この原則が移住者補助金制度にも適用され、1955年に移住審議会は、所謂補助金制度を修正して同制度を改革した。

註。 補助金規則、

本規則によれば、移住者全てに義務的である、自己とその家族の渡航費負担額は、前年度迄に彼が支払つた所得税の評価額を基礎として決定される。移住者の負担額と実際運賃の差額は、オランダ政府と入移民国政府又はICEMによつて負担される。最近3年間に移住した者の渡航費分担額の各パーセントは次表の如くである。

	移住者	オランダ政府	移 民 国	米政府又はICEM	計
1958	35	43		22	100
1959	32	44		24	100
1960	33	45		22	100

移住審議会は、移住強制の原則は、もはや移住中止を今後継続するよ

りも非難されるべきである。

同時に、移住者に渡航費その他移住の為に要する費用の全額を負担させることはオランダ移住希望者の大多数が負担能力のない人であることから、移住を禁止するのと同じ効果を及ぼすであろうと考える。

審議会は、すべて個人は、もし彼が移住によつて自らとその家族の幸福が増進すると、確信するならば、形式的にも事実上も、全く自由に移住するか否かを決定できるべきだ、と考える。但し、ここで留意されなくてはならない重要な点は、幸福は物質的裕福とは異り、裕福よりも重要なものである、ということである。

移住希望者が自分達の幸福は海外の移住地にある、と確信しているのに、彼等がオランダ人だから、といつてオランダ政府にとつては無理にオランダにとどめ置く必要は毛頭ない。

移住する自由とは、審議会の見解では、移住は費用が高くかかるという障害が、超え難い障害でなくなる、ということを含む。渡航費とその他移住行為にともなう必然経費の支弁に財政的援助が与えられない限り、移住はほんの一部の人のみが享受出来る資沢になりかねない。参考の為に特記すれば、現状に於ては移民希望者総数の40%が渡航費最低負担額の適用者で、僅か1%にのみ最高負担額が適用可能であるに過ぎない。因みに、最高負担額は、不動産税の納税者には自動的に適用される。

勿論、経済力に乏しい移住希望者が、何とか経済的に移住可能となるような能力をつけさせる方法にはいろいろと多種多様なものが存在する。

基議会は現在、わが国で行われている移住補助制度の原則に何らかの改善を行うべきか否か、という問題を検討した。現在の制度では、償還義務を果さないで補助金を交付している（償還義務は移住者とその家族の財源の如何に基くべきかであるが、）

然し、審議会はこの点で意見の一致に到達し得なかつた。

審議会の過半数は、現在の補助金を貸付金に切換えることに真剣に反

対している。その為に必要となる行政組織や、外國で債券回収を行う、という困難さは、別にこれを考えるとしても、移住者家族にとつて貸付金の返還は大変な重荷となり、彼等の成功を阻害することとなる筈ではない。大成功を遂げた移住者でさえも、移住後最初の数年間は殆んど例外なしに苦しんだ経験を有している。

もし政府がどうしても移住補助金を節減しなくてはならないのであれば、審議会としては、補助金を貸付金に切替えるよりは、移住者分担率を上げることがを勧告する。勿論この措置も実施しないに越したことはないが、貸付金にするよりもましである。移住希望者は出発を延期して必要金額を貯蓄することに努め、分担金支払いが不可能と断ずる者は移住希望を放棄するであろうからである。

この点について明白な意見を表明することなく、一部の委員は、貸付金方式を行つている国々の実例についての調査研究が行われるよう希望している。彼等もしその結果、移住貸付金がうまく運用されている、という好ましい結論が出れば、現行のあらゆる移住補助金を全面的に、若しくは部分的に貸付金に切替えることも考慮に値いするとの見解を有している。

79 ある一定の人々にとつての移住の自由もここでまた論議されなくてはならない。

1955年の移住ブームの際、上院は政府が稀少価値のある労働者の移住に反対すべきか否かを問題として論議した。その時の主務大臣は、これについて、これら労働者を差別待遇することは彼等自身の権利利益とその家族のそれを害することに他ならない。と述べて、こうした考えを否定した。審議会としては政府のこの方針を全面的に支持するものである。即ち国にとつて稀少価値がある労働者であるから、といつてこれを差別することは、政府はもとより、オランダ国民全体が支持し、

従っている自由の原則に反するからである。

## 政策と機構についての見解

### 事情の変化

- 8.0 これまで纒々と説いてきた事情と論旨に基いて、審議会は事情がオランダの内外に五つて変化したため、移住機構と潜在移住者に対して、いささか新たな試みがなされるべきではないか、と考える。

本答申の初頭に述べたように、継続的な経済ブームと労働力不足の発生、E E O と共同市場の成立及びこれにより西欧諸国が受けることになった政治的経済的影響により、現実の諸条件は著しく変化するに至った。

- 8.1 第1章に示したように、移住は国内好景気のできにより、自然減退していった。移住申込み、移出者出国数のいずれの統計も、このことを如実に物語っている。

審議会の見解では、政府も各民間組織も移住に関する限りはこの現実を受け入れるべきである。そして、数を増そうという努力は為されるべきではない。いくら移住者が減つても、われわれは「移住宣言」や「移住者の広告」が「悪」であることを片時も忘れてはならない。好況時に移民が限少することは、当然のこととしてこれを受取るべきなのである。

3.2

- 8.2 移住者の減少は、移住実務機構の仕事が減少することを意味する。これは当事者にとってはその仕事の内容を充実する機会を与える。弘報情報活動、移住予定者の講習訓練、現地での移住者援助その他の業務内容の質的向上を実現しうる絶好機である。

- 3.3 政府、民間のすべてを含めての移住機構は、移住の実勢即ち減少した

移住者数にふさわしく適応せしめるべきである。然し審議会としては、この改革を行う場合、注意して行うべきだ、ということを実の三つの理由から強調したい。

第一に、例え将来、更に移住者が減少したとしても、再び増加するかも知れないので急激に増勢に転じて、すぐそれに対して十分なサービスが出来る体制がとれるようにいつでも、機構の核心部分は残しておかねばならない。

第二に、移住機構の職員は、移住者の増減に応じていつも頻りに増減されていたのでは、落着いて献身的な仕事が出来ない。

第三に、前二者に比べて勝るとも劣らぬ程重要なのは、我国の移住事業は入移住国との関係も含めて、ある程度の継続性を有することが必要だという点である。

8.4 以上の論議からしても、審議会としては、民間の移住機構に補助金を交付する現行法規を再検討する必要がないと勧告すべきか否かに迷うのである。

現在の補助制度は、送付実績数を基礎にした事後支給方式であり、情報提供費、書類作成費、その他当該民間機関が移住について行う様々な業務のコストが支弁される。この額は、現在送付者1名につき30フロリン(約3千円)である。

各民間機関が移住業務を企画し、一定期間継続的に行えるように、補助金は一定額まで保障されている。

1958年から1961年度迄有効の現行規則では、三大民間機関に対しての補助金最低支給額はそれぞれ275,000フロリンが保障されている。勿論現実に彼等が消費する金額はこれより少ないということもありえない、という前提に立っている。

一見、この制度は、補助金をできるだけ多額に交附してもらおうと、

各民間機関をして、「一人でも多く送出国」との態勢をとらしめるもののように思われる。もしこれが実際そうなたとえたら、この制度は、「移住の宣伝や広告をして煽動しない」というオツング移住政策の原則に反することとなる。個々の移住者に対する移住相談や情報提供はすべてからく客観的なものでなくてはならない。という原則が危険に類するのである。

審議会はこの点に関しては、民間移住機関連合会が、常に移住者の成功のチャンスを確保する為に責任と細心の注意をもつて、業務に携わっていることを証明しているのに注目する。

審議会の見解は、同連合会の役員で同時に審議会の委員である人によ支持された。そして、移住者減少の実勢に合わせて連合会より各機関に出された移住相談と情報提供業務に関する業務要領規則に審議会の見解が盛り込まれた。

審議会としては補助金が出国した移住者数を基礎として支給されず、すべての書類が整った移住者の数を基礎として支給する。ところが近頃では移住熱が低下して来たため、どの民間機関も、27万5千フロリンの補助金最低支給額の適用可能数にも実績が達しない。といつて、この理由から、移住者を無理やりに造り出して送りださねばいけない。という理由はない。残余の民間機関については、補助金のレベルをそれら民間機関の仕事量と何らかの方式で関連せしめて決めるようにすれば解決する。

そこで、審議会としては、民間移住機関への補助金制度の改革には賛成しない。ただ、客観的見地からその帰すうを見まもることを勧告したい。もし、審議会の期待に反して、現在の補助金制度が心配されているような弊害を生じ始めたら、その時は遅滞なくその防止策乃至改善策をとるべきである。



弘報、渡航前準備、及びアフター・ケア

- 8.5 移住弘報活動について検討した際、審議会は、移住の機会に関する情報資料はいつでも入手可能でなくてはならない。という原則に立却してこれを行つた。

移住することが自らの幸福であるとするオランダ人は、客観的で健全な情報や資料を最優先、且つ合法的に指定された。施設から得ることが出来なくてはならない。

- 8.6 審議会は、政府の移住政策に対する現在の諸批判に賛同するわけではないが、全くそれらの批判が的を外れているとは考えない。

批判の中心対象の一つは、いろいろな形式で政府や民間移住機構が行なつている情報活動は、わが国の多くの人々にはプロパガンダとして受けとられ、明らかに世論の一部を焦立たせる効果を有する。

現実の事情が非常に変化しているので、審議会としては、次の諸点に検討が加えられることを望む。

第一に、移住に関する公衆啓発活動（ラジオ・新聞等を通じての）をわが国の以前とは変化した心理的雰囲気により適合した内容にすること  
(i)。

第二に、移住の機会とオランダ国内で全ての人々に開かれている成功の機会との双方に関しての情報が発展強化されて均衡すること。これは職業紹介資料の発行すること、及びこの分野の関係諸機関の活動相互調成と協力により実現することが出来る。

第三に、集団弘報活動に関して、移住実務機関がいかにかその活動を合理化するか、という点について、調査が行われるべきである。合理化の必要は移住希望者が更に薄い層をなして全国に点在する傾向が強まれば強まる程増大する。この合理化問題は非常に重要であり、現在の現状再

検討の段階において、決して関却されてはならない問題であると、考える。

- 8.7 渡航前準備についても、審議会としては、数ヶ所の問題について検討が加えられるべきと信ずる。

もとより移住弘報と、移住前準備とはある段階において重複する性質のものであることは、経験上明らかなことであるが、それでも、現状においては、弘報よりも、渡航前準備は大いにその重要性が強調されるべきである。と考える。政府の責任は個々の移住者について拡大されるべきである。

現状におけるこの分野についての施策、及び実態については、その実効性及び現実の効果に関して再検討が行われなくてはならない。

審議会は、この為に、わが国と移住先の国の双方に互つて、客観的な立場からする専門家よりも公正な調査を実施するように勧告する。もしこのような調査の結果、新たな措置若しくは改善が必要とされる点があることが判明したら、関係機関の業務上、若しくは新たな活動の組織上にこれが反映されなくてはならない。

以上に加えるに種々な講習訓練コースの内容、及び方法は、統一的に中央でこれを決すべき、というのが、審議会の意見であることを明らかにしておく。

- 8.8 既にこれまでしばしば指摘されてきたことであるが、移住地の言語を解さないことが移住者の成功を阻む主要原因の一つであることに鑑み、審議会としては、移住者の語学習得により大きな重点がおかれるべきであることを強調したい。

この点、移住者の大部分に最も適している会話が最も流暢になる効果的な教授方法が採用されるべきである。

大体において、語学的困難が原因で最も苦しむのは既婚婦人であつてその結果孤独感にさいなまれることになるので、女性の語学教師が移ることにより、この問題解決に相当役立つという事実が目に向けられるべきことを強調しておく、移住希望者が漸減するにつれ講習会その他が開催される頻度が減少する事実をみて（最低15人の受講者がなければ採用ベースにのらない。とされて開けない）、審議会としては、何らかのもつと合理的な方法がこの分野について講ぜられなければならない。と考える。移住希望者が減少しているのだから、全ての移住機関が協同で語学研究会を開催するようにすれば、圈内の普及度も上り、移住することを決めた移住者にとっては受講機会が増大して大きな福音となる。一委員は彼がこの考え方に反対であることを議録に記録するように要求し、それが容れられた。

もう一つの問題は、一体これら講習会その他を受講するように誘導されそれに最初から最後まで出席するような移住決定者の受講者をどの位増大することが出来るかということである。

8.9. 移住者が目的の国に一旦入国して終ると、オランダ政府の責任は、移住者の福祉についてオランダ国籍を保持する間はこれを否定できないにしても、大巾に減ずることとなる。

移住者が到着した直後から暫くの間、現地援助は、オランダ移住機関の海外支部による求職あつせん、住居設備援助などのサービスに集中する。その段階を過ぎると、現地援助は危急な場合その他等に移住官に対して、援助要求があつた場合のサービスが大部分を占めている。

移住者は、自らの成功と福祉の爲にも、出来る丈早く独り立ちして現地人の間に知己を作り交友関係を樹立して、一々移住官を頼りにする必要がなくなる位でなくてはならない。

移住は、結局のところ移住者自身の責任において実現されるもので

ある。移住者は、自分がオランダ社会を離脱した瞬間から、目的地に到着してその市民権を獲得するに至る迄の間、いわば社会的な無人地帯を危険を冒して自らの足で通り抜けていくことになるのだ、ということ深く認識しなくてはならない。

そこでオランダ政府としては、金ゆゑ移住者が出発する迄の間、このような認識と自らに対する責任感をもつべきことを、明確に指摘され考えられるよう万全の措置を講ずる義務がある。補助金を支給することにより、政府はこの義務の履行を合法的に認可された移住実務機関に委任しているのである。

90 もう一つの問題は、これは既に第82節で提出され、第3章で別の角度からとり上げられたのであるが、移住者に対する保護援助の質的向上をはかると共に、政府としては、現在移住者に供給されている便宜や彼等の経済的発展のための援助の範囲を拡大すべきではないか、ということである。審議会としては、移住者への現地援助を考える際に、最も好ましいのは、経済的発展のために必要な援助を行うことであつて、これは他の何よりも有効な援助方法である。と考える。

世論によればこの問題には重要な面があるようである。オランダ国民は、これまで移住者の住居設営と自立營業の為に利用可能な融資基金についていつも正確な知識を有していた。とは言えない。

この問題についての啓蒙については、従つて、現在の法規によつて政府が供与するのは商業ベースの保証差入れ丈である点が明らかになるように資料を作成しなくてはならない。この政府保証がなければ、オランダ人移住者は海外に於て全然融資を受けることが出来ない。尤も、他国籍の移住者も含めて政府の保障なしの融資の先例を作るか、オランダ人移住者に現地人よりもうんと有利な地位を与えて構はない。ということになれば別である。融資は、主にオランダの市中銀行、若しくは外銀が

これを行つている。

この種の融資は移住者にとって、大きな福音である。融資を受けるとにより、彼の経済的成功はずつとスピードアップされることになるからである。その上、オランダ人移住者の特質からしても、(第74、75の両節参照)、彼等が経済的發展と自立營業に対して強い欲求を有しており、この点から見て移住者の企業が融資を受けうる機会を増大すべきことの重要性はいやが上にも強調されなくてはならないのである。

### 特別な移住者群

- 91 本章の初めに取上げられたオランダ人移住者の移住動機となる一般的背景とは無関係に移住を希望する人々も存在する。彼等は経済的好況が労働力不足をもたらしているといまいと、彼等自身にとっては移住することが最も好ましい人生の進路と信じて疑わない。

これらの人々を分類すると次のようになる。

- a. ある種の農業家。
- b. インドネシア帰還者
- c. 大企業の發達とその他種々雑多な悩みによつて生活を脅かされている独立の小売商人。

イ 農業移住者はここ數年來明らかに減少しつつあるが、これまでは農民一般が、農業から工業に職替えすることにより経済的に富むチャンスがある、と考える風潮にあるからである。

自営農民及び長年の習熟と環境から、農業以外の仕事には移りたがらない人々は、農業經營の合理化が進むと抜きさしならない困難に逢着する。彼等は、工業分野に転向する為の再訓練においても順応性が低く、順応したとしても彼等自身の生活環境を向上發展させる能力と機会はいはやなくなつて了り。審議會としては、このような篤農家乃至非常に農民的な人々に移住の啓発が容易に行き届くよ

うな方法について検討が加えられるべきことを勧告する。

この問題に関連して「農村青年計画」の存在が注目される。この計画の目的は農村青年をオーストラリア及びカナダの国柄や国民と密な接触を持たせ、一定期間実際に現地で労働に従事することによりそれらの国における生活条件と将来性を実感として受け取らせることにある。この為の費用の大部分は青年達自身が自らの労働収入によつて賄つている（カナダ派遣青年は往復旅費も自弁することが出来る）。

審議会は、この計画が若い農民に移住についての正確な知識を与えるに好適な方法を考える。即ちこの計画によつて得られる体験はそれら青年にとつて、最も正しい完全な移住の講習訓練となるからである。

ロ、インドネシア帰還者の大部分にとつては、北アメリカへの移住はオランダにいるよりもより大きな幸福を人生において得られる、社会的、心理的、及び風土的可能性を与えるもの、として受けとられている。この点については、実績が証明しており、われわれも最早何の疑いも有していない。

従つて、この種の移住の販興が政府によつて行われる価値は十分あり、審議会もその推進を勧告する。

審議会は現在実施中の計画が終了したら、これらインドネシア籍を更に継続して北米合衆国へ移住させる計画の実現を計るべきであると信ずる。もしそれが可能となれば、この新しい計画は1958年以後にオランダへ帰つて来た人々も合衆国へ移民として入国が許可されるようなものにすることが肝要である。

ハ、小売商人や小企業主などが大企業の競争を受けて或いはその他の困難、法的制限などで窮地に陥つているような時、移住は彼等の失われかかつてゐる社会的名誉を救う。わが国では、一旦自主営業

主となつた者が再び給料生活者に戻ることは暫々社会的にも心理的にも大変な屈辱を意味することは否めない現実である。

移住は、給料生活者に戻つても周囲によつて蔑視されない特権を特権を与え、更に将来は再び自立し、然もオランダに居て事業を行つた場合より有利な条件に恵まれる可能性が強いのであつてみればこの種の人々にとつては将来益々魅力が出てくるであろう。

### 長期的観点

- 9.2 最後に、審議会は、オランダ人がどうしたら、移住がノーマルな社会現象であると受取る迄に移住に関する認識を高めうるか、且つそれを宣伝や煽動による移住者遣り出しの弊を招くことなく、あくまでも移住は個人の自由な意志により決定されるべき、という原則から逸脱しないで実現しうるか、という問題に討論を進めた。

この問題に対する解決策は次の通りである。

初等、中等、技術、農業等の諸教育段階においてのカリキュラムのテーマに入移民国とその国がオランダ人に与えるチャンスと将来性に関するものを組み入れるより。組織的な配慮が必要である。英語教育も現在より強化されなくてはならない。例えば、フランス語同様、初等教育課程での選択科目とすることが望ましい。審議会は、英語は農業学校、及び技術学校の教育課程に折り込むことは是非必要で且つ有効であると考へる。

移住全般に関する啓発を入移民国に関する知識、及び移住行為を一つの社会現象、として生徒に与える際に重点が生徒の関心や興味をそそることに移行できれば、移住の決心とは無関係になる。即ち、移住と言う言葉や、移住に関する知識が、自然に若い世代の知識欲の対象となりうるようになる。

このことは長期的に甚だ良い結果を生むに違いない。

伝統的なパターンを調べてみると、世間一般の海外に関する関心は、依然としてわが国の旧植民地諸国に向けられていた、現実にオランダが移住を通じて大きな利害関係を有している国については関心を寄せていない。

この頃の示唆を与えるに当り、審議会は長期的視点に立っていることをもう一度繰り返し強調しておく。もとより移住政策は長期的性質のものである。この示唆は、何も思い切つた措置をとれ、というのではなく、慎重な再検討と、教育、移住の両分野の専門家の共同研究が為され、望ましい且つ実現可能な措置について結論が出ることを希望しているのである。



これを行つている。

この種の融資は移住者にとって、大きな福音である。融資を受けることにより、彼の経済的成功はずつとスピードアップされることになるからである。その上、オランダ人移住者の特質からしても、(第74、75の両節参照)、彼等が経済的發展と自立営業に対して強い欲求を有しており、この点から見て移住者の企業が融資を受けうる機会を増大すべきことの重要性はいやが上にも強調されなくてはならないのである。

### 特別な移住者群

9.1 本章の初めに取上げられたオランダ人移住者の移住動機となる一般的背景とは無関係に移住を希望する人々も存在する。彼等は経済的好況が労働力不足をもたらしていようといまいと、彼等自身にとっては移住することが最も好ましい人生の進路と信じて疑わない。

これらの人々を分類すると次のようになる。

- a. ある種の農業家。
- b. インドネシア帰還者。
- c. 大企業の発達とその他種々雑多な欲みによつて生活を脅かされている独立の小売商人。

イ 農業移住者はここ数年米明らかに減少しつつあるが、これまでは農民一般が、農業から工業に転替えることにより経済的に富むチャンスがある、と考える風潮にあるからである。

自営農民及び長年の習熟と環境から、農業以外の仕事には移りたがらない人々は、農業経営の合理化が進むと抜きさしをらない困難に逢着する。彼等は、工業分野に転向する為の再訓練においても順応性が低く、順応したとしても彼等自身の生活環境を向上発展させる能力と機会もはやなくなつて了り。審議会としては、このような篤農家乃至非常に農民的な人々に移住の啓発が容易に行き届くよ

うな方法について検討が加えられるべきことを勧告する。

この問題に関連して「農村青年計画」の存在が注目される。この計画の目的は農村青年をオーストラリア及びカナダの園柄や国民と密な接触を持たせ、一定期間実際に現地で労働に従事することによりそれらの国における生活条件と将来性を実感として受け取らせることにある。この為の費用の大部分は青年達自身が自らの労働収入によつて賄つている（カナダ派遣青年は往復旅費も自弁することが出来る）。

審議会は、この計画が若い農民に移住についての正確な知識を与えるに好適な方法を考える。即ちこの計画によつて得られる体験はそれら青年にとつて、最も正しい完全な移住の講習訓練となるからである。

ロ、インドネシア帰還者の大部分にとつては、北アメリカへの移住はオランダにいるよりもより大きな幸福を人生において得られる、社会的、心理的、及び風土的可能性を与えるもの、として受けとられている。この点については、実績が証明しており、われわれも最早何の疑いも有していない。

従つて、この種の移住の賑興が政府によつて行われる価値は十分あり、審議会もその推進を勧告する。

審議会は現在実施中の計画が終了したら、これらインドネシア組を更に継続して北米合衆国へ移住させる計画の実現を計るべきであると信ずる。もしそれが可能となれば、この新しい計画は1958年以後にオランダへ帰つて来た人々も合衆国へ移民として入国が許可されるようなものにするのが肝要である。

ハ、小売商人や小企業主などが大企業の競争を受けて或いはその他の困難、法的制限などで窮地に陥入つているような時、移住は彼等の失われかかつてゐる社会的名譽を救う。わが国では、一旦自主営業

主となつた者が再び給料生活者に戻ることは暫々社会的にも心理的にも大変な屈辱を意味することは否めない現実である。

移住は、給料生活者に戻つても周囲によつて蔑視されない特権を特権を与え、更に将来は再び自立し、然もオランダに居て事業を行つた場合より有利な条件に恵まれる可能性が強いのであつてみればこの種の人々にとっては将来益々魅力が出てくるであろう。

### 長期的観点

9.2 最後に、審議会は、オランダ人がどうしたら、移住がノーマルな社会現象であると受取る迄に移住に関する認識を高めりるか、且つそれを宣伝や煽動による移住者造り出しの弊を招くことなく、あくまでも移住は個人の自由な意志により決定されるべき、という原則から逸脱しないで実現しうるか、という問題に討論を進めた。

この問題に対する解決策は次の通りである。

初等、中等、技術、農業等の諸教育段階においてのカリキュラムのテーマに入移民国とその国がオランダ人に与えるチャンスと将来性に関するものを組み入れるよう。組織的な配慮が必要である。英語教育も現在より強化されなくてはならない。例えば、フランス語同様、初等教育課程での撰択課目とすることが望ましい。審議会は、英語は農業学校、及び技術学校の教育課程に折り込むことは是非必要で且つ有効であると考ええる。

移住全般に関する啓発を入移民国に関する知識、及び移住行為を一つの社会現象、として生徒に与える際に重点が生徒の関心や興味をそそることに移行できれば、移住の決心とは無関係になる。即ち、移住と言う言葉や、移住に関する知識が、自然に若い世代の知識欲の対象となりうるようになる。

このことは長期的に甚だ良い結果を生むに違いない。

伝統的なパターンを調べてみると、世間一般の海外に関する関心は、依然としてわが国の旧植民地諸国に向けられていた。現実にはオランダが移住を通じて大きな利害関係を有している国については関心を寄せていない。

この頃の示唆を与えるに当り、審議会は長期的観点に立つていることをもう一度繰り返し強調しておく。もとより移住政策は長期的性質のものである。この示唆は、何も思い切つた措置をとれ、というのではなく、慎重な再検討と、教育、移住の両分野の専門家の共同研究が為され、望ましい且つ実現可能な措置について結論が出ることを希望しているのである。

## V 結 論

註 本章において、結論の各々の末尾に記されている数字は、本答申の節数を引用していることを示すものである。

- 9.3 積極的移住政策と外国人労働者の採用の現実がもたらす摩擦は、わが国において甚だ明確に存在する。

移住は、オランダ人とその子孫が海外に永久的に定着することを意味し、その効は特に長期的にみなければ分らないものである。

経済的好況から生ずる労働力の短期的供給不足は、常に短期的な外国人労働者の雇用により解決する。これは高くつき、仲々難しいが、最も必要な種類の労働者を誘引することが出来る という大きな利点を有しているのである。

委員の一部には、積極的移住政策が、外国人労働者の備い入れという現実に対して、実際上の軌 を生じている。と御ている。(13.18)

- 9.4 経済状勢に対し移住が与えられる長期的効果はほんの軽微なものに過ぎない。何故なら、わが国が経済的好況にあれば、移住に対する国民一般の関心は自然に低下することが御察されている。移住は消費材と資本財についても需要減を生じるのであるから、移住が停止することによる労働力供給増加は、一見多そうに考えられてもその影響は実は非常に小さなものでしかない。(14.15)

- 9.5 多種多様な移住関係を海外と維持するためには政策の継続性が要求されるので、景気変動に移住政策を従属させることは避けるべきである。(16)

- 9.6 将来の雇用状勢のメウ勢について考える場合は、常に今後10年20

年の間に急速に増大すると思われるわが国の労働人口を念頭に置いていなくてはならない。

勿論、ヨーロッパの統合は、わが国の経済の将来に明るい希望を開きつつあるが、別面、それと逆比例的にわが国の生産低コスト差がE.E.C.内では解消し、わが国の各企業は、E.E.C.内諸国と、域外各国のそれとの間に激甚な国際競争を展開することとなる。

見通しはこの通りにオランダ経済にとって、何ら暗くはないのに、わが国の経済と雇用状態が過去10年と同じ速さで、長期安定的高水準成長をするものが可能か否か、甚だ定かでない。ところで少しでも引下げれば、容易に相当量の構造的失業者が発生する。

この故に、審議会は現在の積極的移住政策の中止に賛成できないようである。むしろそれが継続されることを諒とし、次のような結論が検討されることを望む。

一部委員は、上記の見通しはわが国の経済的繁栄の為に役立ついろいろな機会を内に秘めており、彼等も同様に認めている危険を避ける為にはそうした機会をフルに利用するしかない。この為にはオランダが現在有する全ての力を集中して、これらに当らなければならないからたとえ積極的移住政策継続の論拠に首肯する点があつても、現在の状況下に続行することは適切でない。と主張する但し、これら少数意見も、経済力に乏しくオランダにいてはろくな生活も出来ないが、海外へ行けば何とか活路が開けそうな種類の人々については例外として考えている。

(19~26)

9.7 移住は次の理由により、一人当り国民平均所得の増大に役立つ。

a. 移住は長期的には人口増加率を低下せしめ、それにより生ずる余剰資本を資本財蓄積に向け、結果として一人当りの産物生産性を向上せしめることができる。

d. 輸出ドサインによる適二様な輸出増大政策実行の必要性は減退し、結果として国民一人一人の繁栄は増大する。

9.8 移住はそれによつて一人当り平均の資源量を増大せしめ、それが住居投資、及び公共投資に振向けられることを可能とする。(27~32)

9.9 移住によつて、わが国の宅地不足の問題は悪化の歩みを止め、或る程度その解決に役立つている。(35~38)(97~99)。ある委員達はとつてはオランダ人の移住が、オランダにおける一人当り平均資本財ストックの増大に役立つているかどうか疑わしい、と見られている。それ丈でなく、これら委員によれば、過去におけるわが移住政策の動機はあまりにもわが国における就職難という悲観的な立場に立ち過ぎた、と語り。

このようなことは将来二度と行われてはならない。又、小教派によれば宅地不足問題、若しくはオランダ人が住む為の空間不足の問題には大した寄与ができるはずがない、ということであつた。

#### EEC域内移住について

100 近い将来、EECが海外諸国への移住政策を援助することになる、という点は、何らの疑念もさしはさまれなかつた。

EEC諸国のうち、移住を行つている困々相互の間に何らかの政策協調までは実現可能であろう。即ち、独伊、蘭の3ヶ国である。(40)

101 オランダが行つている他のEEC加盟国国民を外人労働者として雇い入れることに関しては、これは当面便宜上イタリア人労働者の流入に歩調を合せている丈であつて、いつまでも必要なのではない。(42)

102 フランスの一部には、ほんの僅かな数に過ぎないが、オランダ人農民が移入して定着しうる余地がある。ところがそのためには一定の条件が充たされてからでなくてはならない。(45)

103 E 国内における労働者の自由移住と定着が可能となつたとしても、オランダ人にとつて新たに可能となるヨーロッパの域内居住はほとんど無に等しい。(46)

104 西独におけるオランダ人労働者の短期雇用は、オランダと西独の両国間に賃銀差がある限りは継続されるであろう。然しながら、西独における雇用は、移住に代る意義は何ら持ち得ない。(48)

#### 移住とオランダの国際的地位

105 オランダの国際的地位を維持向上させる為には、未開発地域の開発に積極的に参加することが肝要である。

このことは、オランダがこれら諸国に入り込み、経済的關係を始め、諸國關係の発展の為の足場を得ることを意味する。移住はこのように、国と国との間のキツナを造ることに役立つのである。(51~52)

106 英連邦諸國のように経済的に進んだ國への移住は、わが國の入移民國双方に調整されるより広汎で密接な經濟關係の中で行われなくてはならない(56~57~58)

107 ラテン・アメリカ諸國、その他経済的には中進段階の國への移住は、國際的協力の話し合いが付き、助成計画に基づいて行はれるのであれば、いろいろを意味で望ましいものである。



108 移住は、オランダと移住国との間に海運業及び、ある種の保険会社の業務を盛んにする効果を有している。ところが、オランダは、これらの機会を十二分に活かしているかどうか疑わしい。

そこで、この為には、入移住国との間に双務協定を結び、二重課税の害をなくすることが重要である。(61)

109 わが国に、移住者に対する商業ベースの融資を専門的、且つ包括的に  
行い機関を設けることが適当かどうか、調査が行われるべきである。

政府と財界は協力して、この種の金融会社設立を促し、オランダ人移住者の海外における経済的發展を助成すべきである。(62)

110 オランダ人移住者が、現地で培う祖国に対する善意、及び現地人の友好化は、ある程度において政治的価値を有する。これを活用することにより、わが国は入移民国国民に移住者を通じてよりよく知られ、理解されることとなる。

文化的分野において意識的活動が行われなくてはならない、展覧会の開催、招待奨学生制度の開始などは好適である。又、オランダ人知識階級が、入移民国において定着活動の機会が与えられるよう、国は努力しなくてはならない、彼等がそれらの国に入つて活躍することは、わが国の移住者を相手国に順応適合するのに積極的効果を有する。

(63~64)

111 オランダ人移住者は精神的文化的及び社会的貢献を入移民国に対して行うことが出来る。これはそれら移住者のオランダ国内での精神修養と密接に関連している。

世界におけるオランダの地位は、この移住者の現地融合の段階に大きく寄与する。オランダの教会は、この面について大いに責任を感じてい

る。(66~70)

### 移住と個別的移住者

112 審議会は、移住強制乃至、移住の決心をするように圧力をかけることは、移住政策の基本的原則として、移住禁止をするよりも許し難いことと考え、且つ、これは将来とも否定されなくてはならないと信ずる。

移住の自由とは、個人が移住したい、と欲する際に逢着する、経済的障壁の越し難きを何らかの方法で国により撤去せしめることにより、その意志を自由に遂げうることを意味するのである。(78)

113 審議会の大多数は、現行の移住者補助金制度を貸付制度に切換えることに全く反対である。

小意見は、他の移住推進国で採用している貸付制度の実際について研究調査の上、慎重に結論すべきことを主張している。(78)

114 オランダにとつて稀少価値のある労働者で、移住されては困るような職能の保持者に対し、移住差止め、などの措置により、移住の自由享受において差別待遇することについては、審議会は反対である。

115 移住者が数的に減少しても、直ちにそれに合わせて移住に対する関心を低下せしめることは誤りである。経済的好況時における移住者の減少はノーマルな現象として受け取られるべきである。数的減少によつて余剰となる機構の能力、及び財源は、移住サービス全般の質的向上と、移住者の経済的自立成功の助成の為に現地援助増強に回されるべきである。審議会は、後者を最も有効なアフターケアの方式と考える。(81~82~90)

116 移住者数の減少に伴い、或る程度移住機構を或る程度縮小することは避け難い。その場合でも中核的機能は廃止されてはならない。

移住ブームの消滅に伴う移住者減少の事実は顕著であるが、それによつて、民間移住機関に対する補助金制度を変更することに審議会は反対する。将来の移住を長期的に考察すべしとの観点から、審議会は、現行の補助金制度の運用方法について再検討が加えられ、改善されるべきことを勧告する。( 83 ~ 84 )

117 移住実務機構(移住申込受付機関)がその弘報渡航前講習訓練等の業務について、現状を更に改善合理化するよう取りはからわれるべきことを勧告する。(語学講習を含む)

この際、現在の思想的哲学的側面は講習の過程において看過されるべきではない。( 86 ~ 87 )

118 審議会は、オランダの社会が有する特殊な問題に因連して、移住はその解決に役立つと考える。即ち、非常に農業的な人々、インドネシアからの帰還者、営業困難に陥入つている中小企業主又は小売業者等がその受益者となる。

従つて、これらの人々が移住し易くなるような何らかの具体的方法が考えられなくてはならない。

119 移住について、オランダ国民の余てが、舊くノーマルで長期的な社会現象として受取るようになる迄、個人の意志に何ら圧迫を加えない方法で移住啓発を行う為、適当な教育機関で入移民国とその国情及び将来性等を紹介する課目、及び英語教育の強化の為の措置を如何にしてとりうるかどうかを調査検討するよう 審議会は勧告する。( 92 )



